

平成26年第1回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年3月11日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

○追加日程

第 1 行政報告

第 4 町政執行方針

第 5 教育行政執行方針

第 6 一般質問

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君
9番 駒 井 久 晃 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	大 橋 鉄 夫 君
監 査 委 員	長谷川 一 志 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君

産 業 課	木 村 康 治 君
観光振興係長	
産 業 課	大 平 良 治 君
商工労働係長	
産 業 課	山 田 太 志 君
観光振興係主査	
天売支所長	渡 辺 博 樹 君
焼尻支所長	今 村 裕 之 君
学校管理課長	熊 木 良 美 君
学校管理課主幹	宮 崎 寧 大 君
学校管理課主幹	
兼 学 校 給 食	湊 正 子 君
センター所長	
社会教育課長	杉 沢 敏 隆 君
兼 公 民 館 長	永 原 裕 己 君
社会教育課長補佐	村 上 征 輝 君
社会教育係主査	春日井 征 輝 君
社会教育係主査	井 上 顕 君
農業委員会事務局長	
選挙管理委員会事務局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤 岡 典 行 君
総 務 係 長	金 丸 貴 典 君
書 記	逢 坂 信 吾 君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第1回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第1回町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年来より我が国の経済は、緩やかな回復を続けている状況でありますと言われておりますが、地方においては景気の回復がなかなか感じることができない状況でもあります。そんな中であって、今年の冬はソチ冬季オリンピックの開催により明るい話題や、また悔しい話題もありましたが、お茶の間をにぎわせ、出場選手のそれぞれの思いが込められた一つ一つのプレーが多く感動を与えてくれたところでもあります。本町におきましては、より多くの明るい話題が発信できるよう、引き続き議員各位や町民の皆様とともにまちづくりに励んでいく所存であります。

なお、平成26年度の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと思っております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告3件、議案として条例案10件、戸籍事務の委託に伴う規約の協議が1件、共同設置機関の規約改正2件、一部事務組合の規約改正1件、25年度補正予算案6件、新年度各会計予算案8件、同意として監査委員の選任1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件の計33件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 小 寺 光 一 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月6日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、船本秀雄君。

○議会運営委員会委員長（船本秀雄君） 報告します。

3月6日、議会運営委員会を開催いたし、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告3件、議案28件、同意2件、発議3件、都合36件、加えて一般質問3名4件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から14日までの4日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問の審議をもって終了といたします。明12日は、報告、一般議案、補正予算、平成26年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、平成26年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の審議及び調査を行います。なお、本会議は14日まで休会とします。14日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算並びに発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月11日から14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月11日から14日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の遅刻届は、6番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成25年度11月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付しましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、寺沢孝毅君。

○総務産業常任委員会委員長（寺沢孝毅君）

平成26年 3月11日

羽幌町議会議長 室田憲作様

総務産業常任委員会

委員長 寺沢孝毅

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

1 所管事務調査事項

平成26年 1月10日

(1) 商工施策の改正について

平成26年 2月13日

(1) 職員の再任用制度について

(2) 町税等の還付加算金未払金について

平成26年 2月14日

(1) 焼尻めん羊牧場の管理について

(2) 除排雪事業について

平成26年 2月28日

(1) 焼尻めん羊牧場の管理について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

○議長（室田憲作君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、森淳君。

○文教厚生常任委員会委員長（森 淳君）

平成26年 3月11日

羽幌町議会議長 室田憲作様

文教厚生常任委員会

委員長 森 淳

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

1 所管事務調査事項

平成26年 1月22日

(1) 羽幌小学校建て替え事業について

平成26年 2月10日

(1) 社会教育関連施設の現状と課題について

平成26年 2月24日

(1) 羽幌小学校建て替え事業について

(2) 産業廃棄物処分場について

(3) 戸籍の電算化について

(4) 行政サービスコーナーの見直しについて

平成26年 2月25日

(1) 就学前施設のあり方について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

○議長（室田憲作君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（室田憲作君） お諮りします。

ただいま町長から行政報告の申し出がありましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎行政報告

○議長（室田憲作君） 追加日程第1、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） はぼろ温泉サンセットプラザでの食中毒事案につきましてご報告を申し上げます。

平成26年2月28日と3月1日にはぼろ温泉サンセットプラザを宴会や食事で利用した3団体71名中30名及び個人客22名中3名が下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状を訴え、うち10名が医療機関で治療を受けたものであります。その後、留萌保健所による調査の結果、症状を訴えた方々と調理を担当した従業員から同一型のノロウイルスが検出され、食中毒と断定されたものであり、3月8日に留萌保健所より8日から10日までの3日間、1階厨房及びレストランを営業停止とする処分を受けたものであります。現時点では、症状を訴えた方々の全員が快方に向かっているとの報告を受けております。

地域を代表する交流施設でこのような事案が発生したことはまことに遺憾であり、施設設置者といたしまして体調を崩された方々とそのご家族の皆様へ多大なるご迷惑をお

かけしましたことを心より深くおわび申し上げます。また、町民の皆様に対しましてもご心配をおかけしましたことをまことに申しわけなく思っております。

同ホテルの指定管理業者であります株式会社アンビックスからは、状況の報告はもとより、謝罪を受けておりますが、会社に対しましては体調を崩された方々へ誠心誠意対応を行い、再発防止に向け、アンビックスグループ全体で十分な対策を講じるよう強く申し入れを行ったところであります。

本町といたしましても地域に愛され、信頼される交流拠点として、一日も早い信頼回復に向けて対応してまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（室田憲作君） 質疑は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これで行政報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（室田憲作君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 本年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、平成26年度の町政執行に係る所信と主要な施策を述べさせていただき、議会及び町民皆様のご理解、ご協力をお願いするものであります。

【はじめに】

本年は、町長就任から4期16年目を迎えた任期最後の年となりますが、これまで地域経済の停滞や過疎化、少子化、高齢社会への対応及び地域の活性化など、諸課題の解決に向け、議会及び町民の皆様とともに取り組んでまいりました。

国政では、TPP交渉参加に向けた継続協議が進められておりますほか、消費税率が本年4月から8%に引き上げられるなど、国民の生活に直結する施策が講じられております。しかし、経済の好循環によるデフレ脱却と景気回復については、本町を初めとする過疎地域では直接感じることができず、地域経済の再生のためには、地方みずからそれぞれの特色を生かした施策を進めていく必要があるものと考えております。

本町では、昨年4月に羽幌港中央埠頭の供用が始まりました。これに伴いフェリーターミナルが移転し、近隣に北るもい漁業協同組合の新事務所や直売所がオープンしたことで、港における交流活動が長期化し、多くの観光客が訪れ、利用者からも大変喜ばれております。また、秋にはオロロン農業協同組合の新事務所である地域農業振興センターが完成し、施設内には農業関連機能が集約され利便性や機能性の高い施設となるなど、昨年は主要産業である農水産業にとって大きな節目を迎えた年となりました。

また、観光面においても、はぼろ甘エビまつりへの来場者が4万6,000人を超えたほか、テレビなどの媒体で天売島・焼尻島の観光情報などが放送される機会が増加す

るなど、本町の魅力が広範囲にわたって周知された年でもありました。

このため26年度は、交流を求めて来町される方々への「おもてなし」と、それを受け入れる「まち」の体制づくり、そして、受け入れる町民皆様の生活環境が豊かになるよう努めてまいります。

産業振興については、農業者、漁業者への経営支援を継続するほか、商工業者などが行う設備投資等経営環境の拡充に対する支援を行い、観光面においても地域の素材を活用する新たな観光メニューの構築に取り組むものとしております。また、中心市街地の活性化に係る商業複合施設の活用にも努めてまいります。

福祉施策については、昨年制定されました羽幌町の地域医療を守る条例に基づいた事業に取り組むとともに、子育て世帯の医療費軽減に努めるため、医療費が無料となる対象年齢を中学生まで拡大いたします。ご家庭の負担を軽減させることによって、子供たちの教育活動や余暇活動の充実などへの投資により、町の経済が活性化されることを期待しております。

環境施策については、し尿や浄化槽汚泥を下水道施設へ投入し、下水汚泥等と共同で処理を行う汚水処理施設共同整備事業に着手いたします。天売島では、災害発生時の避難所で必要な電力を、風力や太陽光発電の再生可能エネルギーで賄う発電施設などの整備を行います。

また、離島振興策といたしましては、昨年、本町として初めてとなる独自の離島振興計画を作成し、国によって制度化された離島活性化交付金を活用しながら、地域産品の輸送費軽減や交流人口の拡大等に努めてまいりました。26年度も引き続き同制度の有効活用を図りながら島のPRと活性化に向けた取り組みを進めるとともに、島民の皆様が考える地域づくりへの取り組みに対し支援をしてまいります。

その他の施策につきましては、この後項目ごとに申し上げますが、事業の実施に当たりましては、限られた予算であるものの前例にとらわれることなく、発展性があり事業効果の高いものについては、積極的に推進していく考えでおりますので、議会及び町民の皆様のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

1つ目に、地域の自然が育む豊かなまちであります。

自然環境の保全並びに海鳥の保護対策について申し上げます。

本町は、道北の雄大な自然に恵まれた地域であり、このかけがえのない自然を後世の子供たちに残すため、羽幌町環境保全条例や羽幌町の環境を守る基本計画に基づき環境に優しいまちづくりを進めておりますが、引き続き継続した取り組みを推進してまいります。

役場においては、地球温暖化対策実行計画に基づき、事務事業で発生するCO₂削減に向けた各種施設の照明時間の短縮などの省エネ対策を励行し、環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

自然環境の保全につきましては、北海道海鳥センターを拠点に館内展示の充実や各種

観察会、講習会等を通じて引き続き普及啓発活動を進めるほか、ジュニアレンジャーなど次代を担う子供たちの育成に努めてまいります。また、町民有志による環境保護活動を支援し、子供から大人まで地域の自然と親しみ、自然を守る活動を推進いたします。

天売島におけるオロロン鳥の繁殖状況であります。昨年は11羽のひなを確認しましたが、最終的には9羽の巣立ちとなりました。なお、3年連続の巣立ちの成功は、10年ぶりのことでもあります。この成果は、環境省を初めとした関係機関の粘り強い保護及び増殖活動によるものであり、今後も順調に繁殖数が増加することを期待しているところでもあります。

また、野猫や野良猫の増加が天売島特有の自然や生活環境に影響を及ぼすことが懸念されておりますが、今後も環境省、北海道及び関係団体等との連携・協力のもと、人と猫と海鳥の共生が図られる対策を講じてまいります。

土地利用の推進について申し上げます。

地籍調査については、平成11年度から25カ年計画で実施しており、昨年までの字中央、字朝日及び字高台の各一部に字築別を加え、継続調査中であります。今後とも土地の地目、面積、権利等を明らかにして地籍の明確化を図り、土地の基礎資料として課税の公平化、紛争の防止、その他多目的に調査成果を活用してまいります。

再生可能エネルギーの導入推進について申し上げます。

本町を含む北海道日本海沿岸は、国内有数の風力発電最適地でありますことから、現在、特定目的会社により送電網整備に係る調査が行われております。26年度は、現地調査など事業化検討に向けた取り組みが予定されておりますので、町といたしましても協力をしてまいります。

また、エコアイランド構想実証プロジェクトは、24、25年度の2カ年にわたり天売島において、離島における電気自動車の導入と再生可能エネルギーの活用に係る実証試験を中心に行い、電気自動車及び再生可能エネルギーともに導入に係る可能性が得られたところであります。

このため、電気自動車については、地域おこし協力隊の活動車両として、天売・焼尻に各1台を導入したほか、島民の皆様による購入促進を図るため、26年度から購入費用の一部助成を開始いたします。再生可能エネルギーについては、天売島における災害対策として、島内最大の避難所であります天売小中学校の敷地に小型風車や太陽光発電設備等を設置し、それらで発電された電気をバッテリーに蓄え、非常時に避難所で必要となる設備用として使用するものとしております。なお、日常発電された電気は、天売小中学校で使用し、電気量の削減によるCO₂排出量の抑制に努めるものとしております。

2つ目に、誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまちであります。

地域医療体制の整備について申し上げます。

本町の医療を取り巻く現状は依然厳しく、北海道においても医師の偏在が拡大し、地

域センター病院としての機能を担う道立羽幌病院を含め、町内の医療機関に勤務する医師や看護師の確保及び充実を図ることは、大きな課題となっており、多くの診療科目を出張医師及び派遣医師に頼っている現状に対する地域住民の不安は、大きなものがあります。これらの不安を少しでも解消するため、北海道などの関係機関や議会医療問題調査研究特別委員会などと協議しながら、支援を進めてまいりました。

医師確保の支援策であります研究資金等の貸付制度は、実施から3年が経過しましたが、多くの医師が本資金を活用しているほか、複数年を継続して勤務していただける医師も出てきておりますことから、成果の一つであると捉えております。26年度におきましても、生活環境の整備とあわせ、支援体制を継続してまいります。

看護師等確保の支援策として、町内医療機関に勤務する人材の確保や育成を目的に、昨年度より看護師・助産師を目指す学生に対する修学資金の貸付制度を実施しており、現在、2名の看護学生に対し支援を行っております。

昨年は、姉妹都市「石川県内灘町」との交流の中で、金沢医科大学病院等関係者の方々との保健・医療交流事業を実施し、両町における地域医療の現状や課題、問題点等について認識を深めることができました。今後も、内灘町との交流事業を継続し、地域の保健・医療等に係る相互理解を深めていきたいと考えております。

また、医療体制が地理的に不利な状況にある離島地区の住民に対して、昨年1月から救急時における費用の一部助成を実施し、医療に起因する負担を軽減するとともに、20年度から始めております妊婦健診に係る交通費等の助成についても継続してまいります。

さらには、救急搬送に大きな効果をもたらしておりますドクターヘリの円滑な活用の促進により、救命率の向上が図られることに期待をしております。

次に、保健事業について申し上げます。

本町においては、生活習慣病などが増加傾向にあり、また、その予備群となる人たちも多く見られることから、自分の健康状態を正しく知る予防の機会とするため、健康相談事業を初め各種健診・予防接種などを実施してきております。あわせて、出前講座や広報などにより予防意識の高揚を図るとともに、重症化防止に向けた健康教育を継続的に実施してまいります。

25年度には第2期特定健康診査実施計画を策定し、さらなる予防対策と関係医療機関と連携した体制づくりを進めており、妊婦健診については、国の方針により恒常的な仕組みに移行したことに伴い、必要回数の公費助成を継続してまいります。

また、国が緊急促進事業として位置づけ実施してきた子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌のワクチン接種が、昨年度より定期接種化されましたが、新たに水ぼうそう・高齢者肺炎球菌のワクチン接種についても定期接種化される方向性が示されておりますので、既存の予防接種法に基づく定期接種を含め、医療機関と連携しながら接種体制を確保してまいります。

婦人科検診や各種がん検診についても、町民の皆様が受診しやすい体制を考えながら実施していくとともに、高齢者への予防対策として、インフルエンザの集団接種など接種費用の一部助成を継続してまいります。

さらに、すこやか健康センターを拠点に実施している子育て支援・発達支援などの事業の充実・強化のため、24年4月に臨床心理士を配置し、スクールカウンセラーとしての活動経験を生かした児童への支援を中心に活動しております。将来的には、子供から高齢者までライフサイクルに応じた心の健康づくり活動を展開していける体制づくりを見据え、発達評価などの技術研さんに努めるとともに、健康センター内に整備した相談室を活動基盤とした心理相談を受ける環境づくりを進めるなど、段階的に準備を進めてまいります。

今後、それぞれの目的のもとに実施している各種保健事業を通して、町民誰もが生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を送られるよう、関係機関と連携して健康づくりを進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本町の65歳以上の人口は、全体の約37.5%となり少子高齢化が一段と進んでおります。24年度からスタートいたしました第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（24年度～26年度）が最終年度を迎えますが、その理念のもと、民生委員、町内会、ボランティアなど地域住民のご協力とご支援をいただきながら、高齢者の皆様の自立と社会参加の支えとなる生活支援事業や生きがい対策事業を継続的に進めるとともに、老人クラブや高齢者事業団を初めとする高齢者の自主的な活動を支援してまいります。

また、社会福祉協議会やボランティアセンターには、高齢者を初めとする多くの福祉事業を担っていただいておりますことから、26年度においても財政措置等を行い、組織の充実と自主的運営を助長してまいります。

特別養護老人ホーム「しあわせ荘」につきましては、「光あふれ、健康で快適に楽しく、生きがいを持って暮らせる施設」として運営しております。施設運営においては、18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、日ごろから指定管理者との連携を密にし、職員の研修や研さんを求めるなど、施設の効果的運用と利用者のニーズに対するきめ細かで質の高いサービス提供を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、第5期計画の最終年として、確実に事業を展開するとともに、サービス利用の現状を適切に把握し、介護給付費の適正な給付に努めてまいります。さらに26年度は、第6期計画（27年～29年度）の策定年であり、今後、介護保険事業の改革期を迎えることから、地域の実情に即した計画の策定に努めてまいります。さらには、地域包括支援センターを核として、高齢者の方の相談窓口機能と介護予防事業を展開いたします。要介護認定者や介護サービス利用者に対しましては、居宅介護支援事業者との連携を深め、利用者のニーズに対応した適正なケアプランづくり

とサービスの提供に努めるとともに、介護予防事業では、町民の方々がみずから取り組んでいただけるよう介護予防サポーター養成講座を開催いたします。

また、地域ケア会議を開催し、医療、福祉関係者等の多職種が連携し、地域の課題の把握に努め、高齢者が安心して生活できるよう必要なサービスの開発や地域づくりを推進してまいります。

夫婦世帯やひとり暮らし世帯が増加していることから、成年後見制度の普及啓発を進め、高齢者の方の権利擁護に努めていくとともに、日常生活の見守りや高齢者虐待防止、災害発生時における救済など、町内会、警察署、消防署を初めとする関係機関、団体等との連携を深め、高齢者に対する支援体制づくりを行ってまいります。

次に、障がい者福祉について申し上げます。

障がい福祉サービス制度は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づき実施しております。なお、26年度からは、これまでの「障害程度区分」が、障害の多様な状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」に改められ、特性に応じた支援ができるようになります。

はばろ障がい者福祉計画の基本理念である「障がいのある人もない人も共に生き生きと生活できるまちづくり」を念頭に置き、地域の中で必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、地域住民や関係機関、団体等のご理解とご協力を得ながら支援を進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

子供や家族を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、核家族化や近隣住民との関係の希薄化、女性の社会進出、経済状況の悪化による共働き世帯の増加等により大きく変化しております。

本町では、次世代育成支援対策法に基づく、はばろ次世代育成支援後期行動計画（22年度～26年度）により社会全体で子育てを支えています。生活、仕事、子育て全てを応援し、誰もが希望する幼児教育と保育サービスが受けられるよう取り組みを進めるとともに、25年度に実施したニーズ調査をもとに、27年度からの子ども子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。近年、児童虐待など児童を取り巻くさまざまな問題が増加しておりますが、育児相談や育児教室などの充実を図ることにより、育児に対する不安や悩みを解消できる環境を整備し、また、要保護児童対策地域協議会を活用した虐待防止や早期発見に努め、迅速で的確な対応を図ってまいります。

24年8月に子ども・子育て関連3法が国会において可決されたことから、27年度の子ども子育て支援法の施行に向け、地域型保育事業の認可基準の検討などを推進してまいります。

また、26年度より新たに、育児疲れ等による保護者の心理的・身体的負担軽減を目的とした一時預かり事業への補助や、民間保育所等での障がい児の受け入れを進めるた

めの保育士加配に対する補助を通じ、児童福祉の向上を図ってまいります。

町立羽幌保育園の民営化については、これらの状況を踏まえ、全ての子供の健やかな育ちを実現するために、最善の方法を検討し、早期実現に向け取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険制度は、制度創設以来、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保、健康の保持増進、福祉の向上等に重要な役割を果たしてきました。しかしながら、加入者の高齢化の進展、生活習慣病の増加による疾病構造の変化、医療の高度化など社会構造の変化により、医療保険財政は依然厳しい状態が続いております。

また、昨年成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、国保運営の都道府県単位化に向けた環境整備が盛り込まれるなど、国保を取り巻く環境は、大きな変革期に差しかかっております。

このような状況から、国保事業の健全で安定的な運営を図るため、保険税の徴収強化や口座振替の加入促進などによる保険税の収納率向上、特定健康診査・特定保健指導の受診促進等による医療費適正化及び保健事業の推進など、関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、広報・広聴について申し上げます。

町民との情報共有化のため毎月発行している広報はぼろについては、内容の充実を図るとともに、リアルタイムに情報発信ができる町ホームページを積極的に活用しながら「わかりやすく」「親しみやすい」情報伝達に努めてまいります。また、町職員が地域と行政とのパイプ役となり情報の共有化に取り組んでいる地域情報連絡員制度を活用し、コミュニケーションを深めてまいります。

広聴活動では、町政懇談会「いきいきふれあいトーク」と題し町民との直接対話を行っておりますが、本年度も町民が主体となり、行政と協働のまちづくりを進める観点から町政懇談会を開催し、多数の町民が参加できる体制づくりに努めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

22年度に留萌管内7町村による留萌地域電算共同化推進協議会を組織し、広域業務の新たな仕組みづくりに向け業務の電算共同化に取り組んでおりますが、段階的な電算共同化となる次期システムの導入が完了し、協議会の目的である7町村統一による電算共同化「自治体クラウド連携方式（将来システム）」への移行事業が26年度で完了いたします。27年4月に予定されている本稼働後においては、システムを共同で利用することによる業務効率化や経費削減等も図られ、将来に向けた広域連携の基盤づくりと捉えております。

また、急務となっております戸籍の電算化については、同協議会において7町村同一システムの導入決定がなされ、本年6月の本稼働を目指し、25年度から導入事業に着手しております。電算共同化同様、7町村同一のシステム導入による共同化を図ることにより経費削減等も図られ、戸籍事務の効率化・迅速化による住民サービスの向上につ

ながるとともに、複数箇所でのデータ保存など安全性の確保に期待を寄せております。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊は、25年度に羽幌市街、天売及び焼尻の各地区に1名ずつ配置いたしました。各隊員の活動に当たりまして、日ごろより町民の皆様から多大なるご理解ご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。現在は、地域と密着した取り組みを主に活動しておりますが、26年度は、各隊員がそれぞれ着任2年目を迎えますので、仕事を通じ必要なスキルを身につけ、定住につなげるステップができるよう努めてまいります。

3つ目に、安心で魅力的な田舎暮らしができるまちであります。

農業の振興について申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少、後継者不足、就農者の高齢化といった生産構造の脆弱化や活力低下が懸念されるなど深刻な状況となっております。

また、昨年はTPPへの交渉参加があり、今後、重要5品目の関税が撤廃されることとなれば、昨今の農業情勢の深刻な状況に拍車をかけるのではと懸念しております。

国では、アベノミクスによる攻めの農業として、減反政策の廃止を初めとする制度の改廃や新制度の導入など、国が打ち出す各制度により農政事情は大きな転換期を迎えております。本町といたしましても、これらの影響がより安定的な進展・発展につながることを願っております。

農業後継者対策として、23年度より就農のための農地拡大に対し支援を行う町独自の制度を創設いたしました。さらなる後継者対策について関係機関と連携し進めてまいります。また、中山間地域直接支払事業は、22年度より第3期対策がスタートし、本年がその最終年となることから、4期目へ継続されることを期待しているところであります。

米は、昨年で3年続けての豊作となり実りの秋となりました。22年に広範囲で発生した「いもち病」については、複数年かけ予防防除に対し助成を行い、一定の効果がありましたことから事業完了といたしますが、今後も動向を注視し対応していきたいと考えております。

17年度から試験栽培を始め9年目となりますビルベリーは、25年度に発芽試験を終了し、今後は生育観察を主に、農業試験所圃場での育成試験を引き続き行ってまいります。

エゾシカなど有害鳥獣に対する取り組みにつきましては、狩猟免許取得に係る費用の一部補助など、新たなハンターの育成に努めるほか、羽幌町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適正に実施するため、新たに鳥獣被害対策実施隊を設置いたしました。実施隊については、鳥獣被害防止協議会等の関係団体と連携し、エゾシカの個体数調整、被害防止に向けた取り組みを実践してまいります。

農業・農村整備につきましては、過疎化・高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下に

よる農地・農業用水等の資源管理が困難となってきました。地域資源の質的向上を目的とした地域共同活動への支援については、19年度から実施しておりますが、今後も国の新制度であります日本型直接支払制度により、引き続き支援を行ってまいります。羽幌二股ダム、羽幌ダムなどの農業水利施設において、老朽化による改修等が必要な箇所については、国、北海道と連携し適切な管理及び改修を行い、地域農業の生産性の安定と向上に資するよう対策を進めてまいります。

今後も予想される国の制度改革等に対しては、効果や将来性を見きわめつつ、各産業で注目される6次産業化の推進や、全国的に問題となっております後継者対策などを初め、地域の実態に即した形での農業振興を展開してまいりたいと考えております。

畜産振興につきましては、草地改良、造成事業による安全で高品質な牛乳の安定的生産体制の確立を目指すとともに、酪農ヘルパーの活用助成など、ゆとりある酪農経営に向けた対策を推進してまいります。

焼尻めん羊牧場については、指定管理者制度の導入により新たな市場の開拓とブランド肉としての魅力アップを行ってきた結果、近年、プレ・サレ焼尻の名称で知名度が向上してきております。また、道内では、種畜の重要な供給基地として位置づけされ、安定的な供給が期待されております。観光面においても、離島ならではの自然と調和のとれた絶景の一端を担っており、焼尻島を訪れる人々に大変喜ばれております。さらに26年度には、約36ヘクタールの草地改良が完了する予定であり、栄養価の高い牧草を与えることができるようになるため、より肉質のよいめん羊の提供につながっていくものと期待しております。今後も引き続き指定管理者のノウハウを生かした管理運営に努めてまいりたいと考えております。

林業の振興につきましては、木材の生産性の増加と森林の多様性の維持向上と、相反する目的を同時に実現するという難しさを認識しているところであります。天然林の保護、人工林の計画的な整備は、防災面はもとより農業・漁業など他の産業にも影響があり、健全な環境の形成に不可欠とされています。

本町における森林整備といたしましては、町有林内に森林作業道を整備し、今後の森林施業の効率化を図るほか、災害を未然に防ぎ、さらに良質な木材を生産すべく計画的に除伐や下刈りを行い、適正な維持管理と整備を進めてまいります。民有林につきましても、民有林除間伐奨励事業や民有林普及事業等町独自の助成を行い、地域森林の振興に努めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

北るもい漁業協同組合における25年の漁獲事業計画達成率は約110%で、羽幌地区114%、天売地区97%、焼尻地区103%となりました。また、組合全体の総漁獲量は、前年比マイナス1,682トンでありましたものの、魚価高の影響により4億7,500万円の増となっております。しかし、国の経済政策に伴う円安傾向のもとで燃油等の高騰が響き、漁家経営が圧迫されているものと推察しております。そのような

経営環境の中、水産業の6次産業化を推進するため、おらのまち産地協議会を通じ一層の支援を行うほか、後継者育成、新規就業者対策についても、船舶免許取得や漁業機器等の購入助成を継続し、経営の安定化に努めてまいります。

日本海沿岸に来遊するトド等による漁業被害対策として、被害を受けた漁業者に貸与する刺し網購入費の支援を引き続き行うほか、国による対策を漁業関係者と連携して要望してまいります。

天売・焼尻地区におきましては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁業者との協議の中で漁場生産力の向上や創意工夫を生かした取り組みを推進するとともに、25年度からは離島活性化交付金事業により離島からの輸送費に対して助成を行っており、これらの事業により引き続き離島漁業の活性化を図ってまいります。

また、26年度からは、浜の活力再生プラン事業により燃油活動推進事業・省エネ機器等導入推進事業等を、北るもい漁業協同組合と連携し推進したいと考えております。

今後も、漁業経営安定のため、水産資源の保護と種苗放流による資源増大を基本とし、消費者ニーズを取り込みつつ、漁業者及び関係団体と連携し、水産業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

日本経済は、円安効果などにより都市部や輸出関連企業で好転の兆しがあるものの、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、さらに4月に控える消費税増税もあり、いまだ先行きは不透明な状況にあります。

本町の商工業を取り巻く環境も、依然として厳しい状況下にあります。22年度以来の実施となりました商工会によるプレミアム商品券発行事業は、開催時期を従来の年末から売り上げ低迷期と言われる1月及び2月に変更し、スタンプラリーを同時開催いたしましたところ、従来とは異なる多様な業種で利用されるなど、一定の成果があったものと考えております。現在、商工会において本事業の検証が行われておりますが、地域経済への波及効果の状況によっては、同様に売り上げ低迷期と言われる夏場における事業実施を期待しております。

企業誘致については、本町の魅力を生かす工場立地等を目的に進めてきたところでありますが、アンケート調査や企業訪問による反応として、地理的条件で難しさがあること、さらには本町の知名度の低さなど、企業の方々から貴重なご意見をいただいております。一方で、工場などの立地は見込めないものの、地域産品の活用や流通販路拡大に対する協力的なご意見が得られておりますので、それらの情報を関係機関や企業等に提供し、取り組みが可能なものについては積極的に推進するなど商品の普及に努めております。このため、町外企業の進出を促す助成制度として、企業立地に係る対象業種の増加や補助金額の拡大などを行うとともに、町内事業者の活力を生かすため、創業者支援、新製品開発への助成、空き店舗対策など、町内事業者を対象とした助成制度を新たに加え、地域経済の活性化を図りたいと考えております。

中小企業の育成振興を図るための特別融資制度については、昨年4月から貸付枠を運転資金、設備資金ともに倍増させた結果、大幅に利用額が増加するなど、中小企業者の金融の円滑化と利便性向上が図られているものと考えております。なお、26年度末で期限を迎える利子補給率の特例措置につきましては、地域の経済状況を見据えながら、早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。

商業複合施設「ハートタウンはぼろ」につきましては、懸案となっていた1階空きスペースに大手生鮮食品スーパーが入居することが決定いたしました。本施設を中心市街地の核として再生させ、町民の利便性向上や商店街へのにぎわいを取り戻すためにも、町有化による施設運営の安定が必要であると考えております。今後は、営林署跡地の活用や近隣商店街との連携により地域の活性化を推進してまいります。

それぞれの企業が経営改善に取り組み、経営基盤強化のために自助努力しておりますが、商工会や関係機関と連携を密にしながら、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

近年、急速なインターネットの普及とともに旅行形態が、旅行会社が募集して行うパック型旅行から旅行者個人が旅行先の全てを事前に予約する個人手配型へと大きくシフトしております。この比率は、今や1対9の割合にまで達し、さらに約4割がスマートフォンを活用して個人旅行の手配を行っている状況と聞いております。このように個人旅行が主流になる中、この場でしか体験できない事柄、まさにそのときその瞬間にしか目にするのでできない経験、ここでしか味わえない料理など、本町ならではの魅力をさらに磨き、受け入れ側として、より効果的、積極的に情報発信することが一層重要になると考えております。

また、観光客1人当たりの観光消費額は、その地域での滞在時間に比例し、旅館などの宿泊数や観光メニューの利用回数もこれら観光消費額に大きな影響を与えます。旅行者のニーズや動向を素早く的確に察知しながら観光協会などと連携し、地域に活力と潤いがもたらされる観光事業を行ってまいります。

主な観光イベントについて申し上げますと、昨年4万6,000人を迎えた「はぼろ甘エビまつり」が6月に予定され、日本一の水揚げ量を誇る甘エビの売り込みを中心とした地場製品のPR、集客、経済効果を目指すイベントとして期待をしております。

焼尻島では、貴重な焼尻めん羊肉が味わえる「サフォークまつりイン焼尻」が、島内若者が中心となり新たに発足した実行委員会の主催により6月に開催されます。また、7月から8月にかけての約1カ月間は、焼尻島を丸ごと活用した「謎解き・宝探し」事業を予定しており、自然あふれる緑の島そのものを観光資源とした体験イベントの開催により交流人口の拡大を図ります。さらに、島内の観光案内板の更新を行い、よりわかりやすい案内ができるよう整備を進めてまいります。

天売島では、とれたてのウニや新鮮な海産物をその場で味わうことができる「日本一の味覚 天売ウニまつり」が本年第30回の節目を迎え、7月に開催されます。また、

天売島観光の柱でもあるウトウオッチングバスツアーと、昨年より再開した観光船乗船者に対し、乗り料金の助成を行い、離島への誘客を促進してまいります。

観光施設の整備につきましては、はぼろ温泉サンセットプラザ露天風呂周辺の竹垣改修、浴室タイルや窓の一部取りかえなどを実施し、利用者の利便性向上を図ってまいります。その他の観光施設につきましても、経過年数や傷みぐあいを考慮し、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、労働対策について申し上げます。

雇用を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、国内における昨年12月の完全失業者数は、前年同月に比べ34万人減の225万人に減少し、昨年平均の完全失業率は、前年より0.6ポイント減少の3.7%と3年連続の減少傾向となっております。しかし、留萌職業安定所管内における昨年12月末時点での有効求人倍率は0.75倍で、昨年同期を0.06ポイント上回っておりますが、就職を希望する管内の高等学校卒業予定者の内定率は79.6%で前年同期を6ポイント下回るなど、全道平均を上回ってはいるものの厳しい雇用環境となっております。

このような状況の中、新たな雇用対策として、町内事業所における従業員の雇用増に対し助成を行う雇用促進助成制度を25年度に創設いたしました。昨年12月末時点で7社が制度を活用し12名の方が正社員として雇用されたところであります。この制度が浸透することにより、町内事業者による雇用の受け皿がさらに増加し、若年者の流出抑制や定住促進への波及を期待しております。

国の季節労働者対策で、季節労働者の通年雇用化を促進するための通年雇用促進支援事業は、19年度からオロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会が実施しており、本年度においても継続実施が予定されております。季節労働者の通年雇用に有利な資格取得等を中心に事業の見直しを行いながら、少しでも多くの季節労働者の通年雇用化が促進されるよう事業を支援してまいります。

今後も、国や北海道の制度を有効に活用、周知するとともに、関係機関と密接な連携を図りながら、雇用機会の確保と安定に努めてまいります。

次に、住環境の整備について申し上げます。

町営住宅の整備につきましては、羽幌町住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画に基づき、22年度から10年の計画期間で老朽化した公営住宅の効率的な建て替え整備を進めております。

幸町団地の建て替え整備は、22年度から始めており25年度までに6棟24戸の解体・除却及び6棟12戸の建て替え整備を終え、26年度以降も引き続き事業を進めてまいります。

既存住宅の維持管理については、神楽丘団地や川北A団地を中心に計画的な修繕等を行い、良好な住環境の維持管理を図ってまいります。

栄町夕陽ヶ丘団地につきましては、初年度から継続してほぼ全戸入居の状態となっております。

おります。今後も町単独住宅として有効に利用され、効率的な運営が保てるよう計画的な維持管理を図るほか、将来の計画的修繕等に備え基金の積み立てを行ってまいります。

住宅改修促進助成事業につきましては、25年度から新たに老朽家屋の除却も助成対象とし、助成期間の延長を行ったところであります。引き続き快適な住環境の整備と建設業の振興に寄与することを期待しているところであります。

また、町内にある空き家の有効活用を図るために空き家バンク制度を創設し、住宅を提供したい方と住宅をお探しの方のマッチングの場を提供していきたいと考えております。

環境衛生について申し上げます。

留萌中部3町村のごみ処理は、分別収集を徹底し、きりりサイクル工房でのごみの資源化処理により減量化が図られておりますが、一方では心ないごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。今後も不法投棄の防止に向け関係機関と連携を図るとともに、監視カメラを設置するなど不法投棄防止対策を実施してまいります。

また、地域住民を初めボランティア等による清掃活動や美化運動が定着しており、引き続き町民と行政が一体となって清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

羽幌産業廃棄物埋立処理場は、現在、管理団体において施設設置候補地が選定されたところであり、26年度に実施設計及び環境影響調査等に着手、28年度に施設完成予定となっております。本町の廃棄物処理、さらには産業振興上で重要な施設であることから、新施設の設置に必要な支援を行いたいと考えております。

また、留萌中部3町村で進める羽幌浄化センターを活用した広域し尿処理については、国土交通省との協議も整い、26年度より工事に着手し、28年度の供用開始に向け事務事業を進めております。

次に、公共交通体系の整備について申し上げます。

地域公共交通のかなめである市町村間を縦貫するバス路線については、老朽化の激しい車両の更新を順次実施していくこととし、26年度は3台の更新を行い利用者の利便性を図ってまいります。地域の過疎化とマイカーの普及が進む中、厳しい運営を迫られておりますが、今後も路線構成市町村との連携のもと、主要幹線及び単独補助路線の効率的な運行が図られるようバス事業者への支援に努めてまいります。

町内循環バス「ほっと号」は、地域の交通空白地帯を解消するため、平成15年にスタートし、主に医療機関への通院、温泉や公共施設の利用等幅広い用途にわたり、高齢者など交通弱者の生活の足として活用されております。今後もさらなる利用者増を図るため、利用者のニーズを的確に捉え、地域の足としてより一層定着するよう努めてまいります。

また、フェリーターミナルの新設に伴う新たな交通アクセスとして、フェリーターミナルとバスターミナルを結ぶシャトルバスの運行を開始しております。引き続き離島航路や高速バスを利用する観光客及び離島住民の利便性向上に努めてまいります。

離島住民の足である離島航路につきましては、昨年、新高速船「さんらいなあ2」が就航し、離島住民や観光客等の利便性の向上に一段と寄与するものと期待しているところであります。また、新高速船の就航を記念して行った期間限定の運賃割引については、26年度も引き続き実施し、利用促進に役立てたいと考えております。

次に、道路網の整備について申し上げます。

町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、日ごろより適正な維持管理に努めておりますほか、各施設の機能向上等に係る道路整備について検討しております。

26年度は、フェリーターミナルを含む羽幌港中央埠頭とはぼろ温泉を結ぶ遊歩道を新設し、観光地としての快適性や施設利用者の利便性向上を図ることによって、地域の活性化に努めてまいります。

次に、港湾整備について申し上げます。

羽幌港におきましては、昨年4月に中央埠頭、新フェリーターミナルが供用開始され、北るもい漁業協同組合本所及び産直工房きたるの新設とともに、中央埠頭地区が天売・焼尻への玄関口、水産業の拠点など産業振興を進めるための新たなスタートを切りました。26年度においても、施設の適正な管理と関連事業の実施により港ににぎわいがもたらされるものと期待をしております。旧フェリー岸壁につきましては、新たに国直轄整備事業を主体に、漁港区の狭隘解消を目的として老朽化改良や港内静穏度を高めるため施設整備を進めております。

また、離島港湾における環境機能の向上及び観光客の受け入れ態勢充実のため、フェリーターミナルの水洗化を図るものとし、26年度は天売港、27年度は焼尻港での実施を予定しております。

港湾施設全体に老朽化を要因とする傷みが見られますが、維持管理計画をもとに見回りを実施しながら、長寿命化のための適切な補修を実施するとともに、今後とも港湾利用者の意見を聞きながら、港湾の安全確保と利便性、観光振興を意識した整備を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、快適な暮らしを支えるライフラインとして重要な使命を担っておりますが、上水道事業では、上下水道施設の運転管理の一元化による民間委託や企業債の繰上償還による利息負担の解消など、今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図るとともに、水道水の安全・安定供給に重点を置き、水道事業を運営してまいります。

簡易水道事業においても、上水道と同様、安全で安定した水道水を供給するため、各施設の維持管理を徹底し、経営の効率化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年1月末の認可計画面積における進捗率は90%に達し、水洗化率は57%となっております。

26年度につきましては、雨水管の老朽化に伴う川北地区の雨水管整備を実施するとともに、24年度から実施しております新たな補助制度の最終年度として、水洗化普及向上のPR活動や下水道接続、切り替えの推進を積極的に行ってまいります。

今後も、快適な生活環境の提供と環境保全に寄与する下水道の整備を計画的に推進してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

未曾有の大災害であった東日本大震災から3年を迎えますが、いまだ忘れ得ぬ記憶とともに、近年、全国各地で頻発している自然災害による教訓をもとに、本町における防災対策についてもその取り組みを進めていかなければなりません。

こうした中、25年度において主な避難場所及び避難所に海拔表示板を設置いたしました。また、国道や道道の主要箇所にも海拔表示板が設置されるなど、津波災害対策に向けた取り組みが進んできております。

災害時における避難所等の開設に必要な防災資機材の整備を毎年度行っておりますが、26年度においても毛布、ストーブ、発電機等の購入に加え、新たに非常食の備蓄も行う一方、停電時等における非常電源確保のための防災対策車両として電気自動車を導入し、防災資機材の備蓄充実を図ってまいります。

また、各町内会を母体とした自主防災組織結成の推進を図るための取り組みや、防災訓練等を通し、災害に対する町民の意識向上を図りながら、町民が安心して暮らせる防災体制の確立に努めてまいります。

以上、26年度の町政執行に対する基本姿勢と主要施策について述べさせていただきました。

経済情勢が目まぐるしく変化する現代社会において、個々の価値観やライフスタイルも多様化してきていることから、公的サービスに求められる分野も拡大してきております。しかし一方で、大変な時代であるものの、お互いに協力し、知恵を出し合い、新たなことにチャレンジすることで乗り越えられる課題も多いものと考えております。

このため、町民皆様の主体的、積極的なまちづくりへの参加をお願いするとともに、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために力を注いでいく所存であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議会の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成26年度に当たっての町政執行方針といたします。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（室田憲作君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 平成26年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

以下、学校教育及び社会教育関係の主な施策について申し上げます。

将来を担う子供たちへの教育は、国の根幹を形づくる最重要政策とされていることから、個々が持つ多様な力を十分に発揮できるような教育環境の整備とともに確実な学力と規範意識を備えた人材の育成が必要とされています。

このため、国では、学力水準の向上はもちろんのこと、体力・運動能力の増進、グローバル化への対応を図るため、教育振興計画の推進に加え、教育委員会制度改革や教育再生のための議論を踏まえ、多様な施策が展開されています。

このような中、町内の各小中学校では、学力向上を目指した取り組みを積極的に行い、みずから問題を解決する資質や能力の開発のほか、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を養い、健康や体力の向上を見据えた教育実践を継続して推進してまいります。また、大きな課題とされている「いじめ問題」は、家庭、学校、地域の協力を得て、早期発見、早期対応が不可欠として適切な指導のもと、心と体の調和がとれた人間の育成に取り組み、体罰防止には、各学校と一体となって根絶を目指してまいります。

学校におけるさまざまな取り組みを進めるためには、教師の果たす役割が極めて重要と考え、教職員等の指導体制の充実に努めるとともに、各種研修を通じた教師力の向上を支援してまいります。

社会的現象となっている高齢化が当町においても確実に進行している中で、町民一人一人が自己の向上のために、人生の各時節においてみずからが手段・方法を選択し、新たな知識の習得や芸術文化、スポーツなどが学べるよう、効果的な学習機会の提供を行ってまいります。

最初に、学校教育における教育を推進するための条件整備についてであります。

学習指導要領の改訂に基づく全面実施が、小学校では平成23年度から、中学校では24年度から行われ、小中学校いずれも国語、数学を含む主要教科における授業時数が10%程度増加したことや、小学校5・6年生における英語教育の時間が創設されるなど、教育課程にゆとりのない中で、各学校では学力の向上を視野に朝読書や、朝学習はもちろんのこと、習熟度別指導の導入に加え、長期休業中における学習サポートの実施など積極的に取り組まれています。

このため、教育委員会としても指導しやすい環境整備として、ソフト、ハード両面から、学校現場に視点を置いた改善に努めてまいります。

情報通信技術（ICT）化については、情報通信機器を有効的に活用した多様な学習を展開しつつ、児童・生徒におけるインターネット活用の利用形態への指導啓発、セキュリティ維持を含め、適切な機器の管理に努めてまいります。現在、冬期間において、教育委員会事務局と離島地区の学校をインターネットで結び、英語指導助手による授業を実施しておりますが、接続障害などのトラブルの発生頻度が多いことから、より簡易的な授業実現のため、タブレット端末の導入に関する調査研究を新たに進めてまいりたいと考えております。

学校図書整備については、24年度からの5カ年計画に基づく整備を引き続き行い、蔵書のデータ管理や、学校ごとの希望を反映した図書購入手法を継続し、義務教材及び理科教材等においても学校間の調整を図りながら計画的に整備してまいります。

英語指導助手の配置につきましては、小中学校及び高等学校での英語学習に加え、保育所、幼稚園、公民館事業における英語教育指導などを通じ、生きた英語に接する機会を提供し、グローバル化に向けた教育推進のため引き続き効果的な活用を図ってまいります。

なお、現在の英語指導助手は、本年8月に任用期間が満了となる見込みから、新たな人材確保に向け、関係機関へ要望しているところであります。

特別支援教育では、特別支援教育連携協議会を核として、小学校入学への情報交換を行い、就学から中学卒業まで継続した支援に結びつくよう関係機関へ促してまいります。また、羽幌小学校における低学年の要支援児童の事態を踏まえ、2名の教員支援員配置を継続するとともに、その必要性に立ち、他の教育機関への配置拡大も視野に調査研究を行ってまいります。

さらに、昨年、就学先を決定する仕組みが改正され、本人・保護者の意見を最大限尊重し、関係機関における合意形成を原則に、教育委員会が最終的に決定することとなったため、協議会とも連携の上、慎重に対応していく考えであり、今後も支援を必要とする児童・生徒、一人一人に応じた適切な指導を求めてまいります。

スクールバスの運行についてであります。大型、中型、小型、合わせて6台により日々の定期便及び、地方運行を含めた臨時便として不定期な運行を行っております。大型、中型の経年劣化が進む中ではありますが、定期的な保守点検等により、通学や中学校の部活動のみならず、スポーツ少年団等による全道大会への送迎など、安全な輸送確保に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査については、本年4月に、全ての小学校6学年及び中学校3学年を対象に実施されることから、結果の分析を行い、指導の充実や学習状況の改善に役立てる考えであります。

また、各学校における長期休業時の集中学習会の実施に際しましては、教育委員会としても高校生のボランティアの派遣や、社会人経験者の協力体制を支援してまいります。

今後も、体力の向上も含め、総合学習の活用による豊かな人間性の確立など、将来に

向けた教育実践を継続して推進してまいります。

焼尻小中学校については、児童・生徒の減少の影響を大きく受け、中学校では本年度に休校が予定され、小学校においても近い将来、休校となることが懸念されているところであります。残念ではありますが、地域の状況を踏まえると休校はやむを得ないものとして、復校において支障なきよう教育施設の適切な管理はもちろんのこと、円滑な学校運営に努めてまいります。

次に、教育環境の整備についてであります。

学校施設は、子供たちの学習と生活の場であると同時に、災害時における地域の避難所に指定されています。

羽幌小学校の改築につきましては、現在、基本設計をまとめたところですが、実施設計、そして工事着手へと、確実に準備を進めてまいります。

また、各学校の施設及び設備につきましても、緊急度を勘案しながら整備・改修を進めてまいります。

教職員住宅の整備、改修につきましては、保有住宅の4割以上が築後30年以上の実態にあり、特に離島地区の一部にあっては老朽化が著しいことから、引き続き、よりよい居住環境を提供するため計画的な整備を模索するとともに、適切な管理を行ってまいります。

次に、地域に開かれた学校づくりと学校職員の資質・能力の向上についてであります。

子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域社会それぞれが連携することが重要であり、地域社会に信頼される学校づくりが大切と考え、学校の教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者・地域へ情報提供することはもちろんのこと、学校経営における点検、評価を生かし、開かれた学校づくりに努めてまいります。各学校の運営には、学校と保護者の密接な信頼関係に基づく指導体制の確立が重要なため、北海道教育委員会の助言等を得ながら、今後も適切な管理運営を求めてまいります。

また、教育委員会の事務事業の点検評価の実施においては、町部局と一体となった公表を引き続き行いつつ、効果的、かつ、効率的な教育行政を推進してまいります。

学校が、教育機能を十分に発揮するためには、管理職を含む教職員が組織的な連携のもと、常に資質・能力の研さんに努め、体罰の根絶は当然として、みずからの役割を的確に果たすことが不可欠であります。このため、求められている専門職としての知識や能力の向上を図るための研修機会の提供により、教職員が持っている能力を最大限に生かすことができるような環境づくりを推進してまいります。

次に、心身ともに健全な人間性と社会性を育む安全な環境づくりについてであります。

管内では児童・生徒の問題行動、いわゆる暴力行為やいじめの件数は、減少傾向がうかがえるものの、インターネットサイト等の媒体による不適切な事案の増加が憂慮されています。

いじめや問題行動などを未然に防止することが理想ではありますが、児童・生徒の小

さな変化を見逃すことなく捉えるためには、学校だけで解決できるものではなく、学校、家庭が一体となって向かい合うことが不可欠とっております。

また、いじめや不登校は、とかく友達や部活動、さらに学校や先生とのトラブル、新しい学校での適応障がいなどが要因となる場合が多いと指摘されています。

このため、問題解決に向けた取り組みとして、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、生活習慣や礼儀、インターネットや携帯等の利用マナーを身につけるよう指導・援助しながら、「生きる力」を育む教育の充実に努めてまいります。

本町における生徒指導は、各小中高等学校による学校ごとの指導に加え、羽幌町生徒指導連絡協議会を軸とした展開により、問題行動等の未然防止や的確な状況把握に努めてまいります。

児童・生徒の健康管理には、精神面への支えのみならず成長に伴った体の発達への指導も必要であり、虫歯予防に大きな効果が期待されているフッ化物洗口の実施について学校や対象学年を、さらに拡大する考えであります。

なお、実施に際しては、学校歯科医や学校薬剤師の協力はもとより、養護教諭が中心となった学校現場の協力や保護者の意向を十分に配慮し、慎重に進めてまいります。

次に、高等学校教育の振興と幼児教育の推進についてであります。

天売高等学校は、定時制普通科として4修制が基本ですが、平成14年度から3修制を取り入れ、進学、就職に備えた修学形態のもと、資格、検定取得によるスキルアップや水産資源を活用した製造実習、年度ごとにテーマを掲げた研究など、きめ細やかな教育に加え、地域と連携した特色のある教育を実践しております。今後とも、教育環境の充実を見据え、学校の意向を聞きながら、計画的な管理を進めていく考えであります。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日ごろから地域の期待に応える学校づくりが推進されております。今後も、同校の進める魅力ある学校づくりに対して、連携と情報の共有化を図りつつ、資格取得や部活動への支援を継続いたしますが、さらに学力向上や進路対策への支援を追加することとし、より一層、地元高校への志向が高まるよう努めてまいります。

幼稚園教育につきましては、町内2つの私立幼稚園は、それぞれ特色を生かした教育活動が推進されており、今後とも就園奨励補助及び振興補助の継続と、英語指導助手の派遣など教育活動に係る側面的な支援を含め、引き続き行ってまいります。

次に、学校給食の充実についてであります。

学校給食は、児童・生徒の健全な成長に必要な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など多くの要素が含まれていることから、食育の教育として指導に努めてまいります。

また、施設運営につきましては、離島地区も含め衛生面や調理場内の環境改善はもとより、計画的な調理機器の整備や更新を行ってまいりましたが、本年度には市街地区学校給

食センターの内部壁面の補修のほか、食器洗浄機等の老朽化した設備の更新を予定しております。

今後も、地産地消として可能な範囲で特産品を食材に取り入れながら、アレルギー対策はもちろんのこと、使用食材の選定や衛生管理などにも万全を期し、安心安全な学校給食の提供に努めてまいります。

2つ目として、社会教育における幼児・青少年教育についてであります。

豊かな心を持ち、たくましく生きる子供たちを育むには、家庭・学校・地域が連携・協力し、地域社会全体で取り組んでいくことが重要と考えます。

各関係機関と連携を密にし、子供たちのさまざまな体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長してまいります。昨年度からスポーツ少年団活動に対する全道大会出場助成金を充実し、保護者の負担を軽減することで、子供たちの活動を支援しておりますが、本年度も少年団活動の充実のため継続してまいります。

また、町の事業として「子ども自然教室」や「ほっとクラブ」など、子供たちがいろいろな体験をする場をふやすとともに、リーダーの育成、指導者の養成を推進してまいります。中でも、自然教室の事業において、「ふるさと教育」を兼ねた「焼尻島でのキャンプ」や「化石発掘体験」を計画し、子供たちが地元の自然に触れ、地域の現状を知る機会をつくっていきたいと考えております。

さらに、本年度は小学生を対象とした「北海道巡回小劇場」の舞台芸術の鑑賞、中高生には、「生きる力を育むための事業」として、スポーツコメンテーター「岩本 勉」氏を招き講演会や野球教室を開催いたします。

乳幼児向け事業では、乳幼児親子を対象とした「のびのび子育て教室」を計画し、親子で楽しくきずなを深めることのできる事業を行います。

テレビやインターネット等のさまざまな情報メディアの普及による生活環境の変化から、子供の読書離れが指摘されていますが、図書室情報システムと学校図書室との連携により、子供たちがかけがえのない1冊の本とめぐり会い、豊かな人間性と生き方を身につけるよう関係機関やボランティアグループの協力を得て、読書活動の一層の推進を図ってまいります。

青少年の問題行動の未然防止活動については、社会教育の分野においても青少年問題協議会を軸に取り組んできたところであります。

今後も関係機関との情報交換を密にしながら、町民による見守りの「あいさつ運動」や、不審者に対する地域での監視体制として「子どもパトロール隊」や「子ども110番の家」の活動を引き続き行ってまいります。

「地域の子どもは地域が守り育む」ことが大切と考え、町民皆様の理解を得ながら「無理をせず自分に最もあった活動」に参加していただけるよう啓発活動にも努めてまいります。

次に、成人教育についてであります。

各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくため、また「人生の生きがい」を見出す一助となるよう、それぞれの生活環境に応じて、さまざまな場所や方法で学習を継続できる環境を整備することが重要と考えております。

人口の減少、少子化が進む中、高齢者が中心となり、ボランティア活動を初めとする社会活動に主体的、積極的に参画する環境づくりを推進いたします。

このことから、高齢者の組織的学習と交流の学びやである「いちい大学」や多様な学習ニーズに的確に対応した各種「成人講座」の開設、社会教育関係者や、PTAの活動を高める研究大会の開催などに対し、豊かな学習機会の確保に努めるとともに、各種情報の提供を行ってまいります。

次に、家庭教育についてであります。

全ての教育の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、社会的なルール、学習に対する意欲や態度などの基礎を子供たちに育むものであり、極めて重要な役割を担っていることは言うまでもありません。

本町においての家庭教育は、その中心となる親が子供への教育を十分に行うための知識・技能と態度について学習する「社会教育」として捉え、親と子供の成長を社会全体が支えるという考えのもと、学習の場や情報の提供を、これまでと同様に行ってまいります。

次に、健康づくり、スポーツ活動についてであります。

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことは、健康の保持・増進や体力の向上に、重要な役割を果たすことは言うまでもありません。今後も事業や設備の充実を図ってまいります。

総合体育館を指定管理にして、6年が経過しました。指定管理者であるNPO法人羽幌町体育協会は民間の柔軟な発想により、新たなスポーツ教室の開催を積極的に行い、体育振興により影響を与えており、今後の運営に大きな期待を寄せております。

「コーディネーショントレーニング」には特に力を入れ、本年度は徳島大学の教授を講師に招き、講演や事例発表、パネルディスカッション、体験会等を行い、子供から高齢者までの健康増進、体力、運動能力の向上、加えて、地域住民に運動習慣の定着が図られるよう推進してまいります。

また、合宿誘致事業を推進し、町民との交流の輪を拡大することで、文化・スポーツ技術の向上にも期待をしているところであります。

施設、設備面では、体育施設に設置している備品を含め、年次計画を立てながら随時更新を行ってまいります。

さらに、スポーツ公園については、策定されました都市公園長寿命化計画に基づき、緊急性を考慮しながら整備をしてまいりたいと考えております。

次に、文化活動についてであります。

芸術・文化に接することで心の豊かさを育み、未来に希望の持てる「明るい魅力ある、

元気なまちづくり」を推進しております。

本町では、文化協会や個人の文化活動の機会を提供するとともに「町民芸術祭」を初めとする発表の場や相互交流を図り、より活発で自主的な活動への助長を図ってまいります。また、今後も高い水準の芸術・文化をより多くの住民の方々に鑑賞していただくため、文化公演や展示会を継続して開催し、道立近代美術館を初め、他市町村で開催される作品展や舞台芸術の鑑賞等、地域間の文化交流も進めてまいります。

さらに、昨年度から、本町にゆかりのある、著名な書道家「中野北溟」氏より作品を提供していただき、「書の北溟記念室」をオープンいたしました。文化的に貴重な財産として、常設展示を行い管理をしてまいります。

姉妹都市、友好町村との文化・スポーツ交流も引き続き継続してまいります。本年度は、羽幌町の子供たちが内灘町を訪問する予定であります。

北海道指定の文化財「羽幌町焼尻郷土館」は、焼尻島の開拓に関する資料を展示し、教育、学術及び文化の発展を図るため活用しておりますが、施設の老朽化が著しいことから、北海道と協議を行い大規模改修に向けた建造物の調査や設計委託を行う予定であります。

社会教育は、各種の学習や体育・スポーツ活動、芸術・文化活動であり、自発的に自己の充実や生きがいを目指して行われるものであります。「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目標に、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、「楽しみ」や「生きがい」を求めることで、その成果が地域のまちづくりに生かされるよう継続的、発展的な事業の推進と支援に努めてまいります。

以上、「第6次羽幌町総合振興計画」を踏まえ、平成26年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げました。その執行に当たりましては、各関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、本町教育の振興発展に努めてまいります。

議員各位を初め、町民皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これで執行方針を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（室田憲作君） 日程第6、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。6番、磯野直君、2番、金木直文君、3番、小寺光一君、以

上3名であります。

最初に、6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 私からは、まちづくりについて質問をいたします。

高齢化社会を迎え、ライフスタイルも大きく変化する中、全国各地の市町村においてもまちづくりに取り組んでいるのは周知のとおりであります。なかなか思うように進んでいないのも事実であります。我が町においても離島も含め、過疎と高齢化が進む中、医療、福祉、産業等それぞれに問題を抱え、まちづくりにも苦慮しているところでもあります。これはまた、過疎地だけの問題でもなく、都市部においてもその周辺地域では空き店舗などの問題も起きており、それぞれの地域で商店街の活性化などに取り組んでいるところでもあります。札幌市などを例にとっても白石区、中央区、発寒、麻生などで大学生を中心に商店街再生事業に取り組んでいる事例が新聞等で報道もされました。そういう中、我が町においては平成14年に商工会を中心に羽幌町中心市街地活性化タウンマネジメント構想が作成され、これをもとに集積店舗建設事業が計画され、官民協力のもとハートタウンはぼろがオープンいたしました。しかしながら、国内の経済状況が変化する中、ハートタウンはぼろの経営状況も厳しい状況が続き、結果として現在町に支援を要請しているところでもあります。この問題については、議会においても特別委員会を設置し、議論を続けているところでもあります。

そこで、このまちづくりに対する町長の考え方を伺います。1つ目、過疎と高齢化が進む中でのまちづくりというのは大変難しい事業だということは誰もが認識しているところでもあり、そしてまた大きな期待もしているところですが、そういう中で我が町では官と民が協力をしてこの商業施設を建て、それを核として産業振興と町の活性化を図った事業をスタートさせました。この事業については、私は他の過疎化に悩む町村に画期的なモデルを示したものと評価をしていますが、町長はこの事業について何を期待し、これからどういうふうなまちづくりに生かしていこうと考えているのか伺います。

2点目、まちづくりというのは、そこに町があり、人が住んでいる限り行政と議会に課せられた永遠の課題でもあります。それはまた、お金も含めあらゆる面で行政と民間が協力してやらなければ、なかなか成功しないものと考えます。特にその計画が行き詰まったときには、行政の協力がなければその再生はあり得ません。そういうピンチのときこそ、このまちづくりに対する行政と議会の知恵と努力、そして町民の力を結集することによりその再生がかなうものと考えますが、町長の考えを伺います。

3点目、まちづくりというのは単に産業の活性化のためだけではないと考えます。例えば今我が町の大きな課題として道立病院の充実のための医師や看護師確保の問題がありますが、これなども我が町がいかにまちづくりや人づくりについて行政と民間が協力して取り組んでいるかということを手伝うということも医師や看護師確保のための重要な要素だと考えています。そのためにもこのハートタウンはぼろの問題を一刻も早く解決をして、まちづくり事業を再生させることがひいては道立病院の充実などにも

大きな力になると考えますが、町長の考えを伺います。

4点目、このハートタウンはぼろの空き店舗の問題については、後継テナントも決まり、その経緯については特別委員会でも報告されたところですが、行政と民間のこれまでの長い間の努力が実ったものと高く評価しているところですが、この後継テナントの入居について、町民の中には既存の店舗に対する影響などが懸念されるとの声もあると聞いていますが、しかしまたその相乗効果は大変大きいものと考えます。町なかに核となる店舗があることにより、そこに人の流れができ、にぎわいが生まれ、それにつれて周辺の店舗もにぎわい、そして町が元気になり、人が元気になると考えます。特にこの地域に住む高齢者にとっては、歩いていけるこの地域でほとんどの用事が足せるという利点があります。また、離島や他町村から来られ、通院などでバスを利用される人たちにとってもその間に買い物ができるということも大きな利点と考えます。それこそが町長の言うコンパクトなまちづくりの目指すところと考えますが、町長の考えを伺います。

5点目、この施設を町が買い取るために税金を投入することについては、さまざまな意見があることは承知しているところですが、私はこの税金の投入が決して無駄なものとは考えません。また、これにより町の財政が逼迫するとも思いません。それは、新しい店舗がここに入ることで40人ほどの新たな雇用が生まれます。この人たちが我が町で働くことにより税収という形で町に還元されます。また、この人たちがここに住んで生活することにより新たな消費が生まれ、そこから間接的に税収として町に入ります。また、人口がふえることは交付税の増にもつながります。これこそがまちづくりの目指すところであり、町の補助金投入の理想的な形であると考えますが、町長の考えを伺います。

6点目、この交付税については、国では新たに平成26年度から地域経済活性化に取り組むための財源として、地方財政計画の一般行政経費に地域の元気創造事業費として3,500億円が計上されたと聞いています。この地域の元気創造事業に係る財政措置としては、1つに普通交付税の通常の算定に加えて各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するとあります。2つ目に、算定に当たっては人口を基本とした上で各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を算定するとあります。3つ目として、各地方公共団体のさまざまな行革努力や地域経済活性化の努力を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定するとあります。4つ目として、この算定については当分の間の措置とし、地方公共団体の取り組みを息長く支援するとあります。これこそが今羽幌町が進めているまちづくり事業に合致するものと考えます。今こそこのピンチのときこそ官民挙げて知恵を絞り、こういう財政措置なども最大限に利用し、ハートタウンはぼろを再生させ、まちづくりを進めていくべきではと考えますが、町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 磯野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のハートタウンはぼろを中心とした事業について何を期待し、どうまちづくりに生かしていくかということですが、この事業は中心市街地の空洞化により商業や地域コミュニティーなど衰退の一途をたどる状況であったことから、それらを打開すべく商業ビルを中心市街地に設けて町のにぎわいとともにより周辺商店街を含めた人や物、情報が集積し、商業の振興のもと安心して快適なまちづくりを目指したものであります。この考え方につきましては、現在も総合振興計画に基づき、さきに述べました目指す姿を目標に取り組みを進めております。今後もこれまでの経過を生かして商工会とも一体となって事業が推進できるよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の行政、議会及び町民の力の結集についてであります。まちづくりに限らず、全ての事柄に言えることだと思っておりますが、やはり行政が施策を進めるに当たっては町民の皆様のご代表である議会、そして町民の皆様の協力、それらの結集があって何事もなし得るものであると考えております。今後も皆様とともに歩む姿勢を堅持し、住みやすいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目のまちづくり事業の再生と道立病院の充実についてであります。まちづくりは産業の活性化だけではなく、町民の皆様がいかにお安心して暮らせるかという観点も非常に重要であります。道立羽幌病院の充実、まさに安心して暮らせる町の最たる条件であるとも考えます。そのためにも一刻も早く商業施設が軌道に乗り、町のにぎわいが生まれるよう最善の努力をしてまいります。あわせて、道立羽幌病院の充実にお一層力を注いでいかなければならないと考えております。

4点目のコンパクトなまちづくりについてであります。まさに町なかに核店舗が存在することによりさまざまな波及効果を想定しているところであります。バスの利用者がスーパーがないことへの不便さなどについてはお聞きしているところであります。核店舗となるスーパーが存在することにより町外からの買い物を羽幌の町へ来ていただくことによる誘客効果も期待され、またスーパーの独自事業である宅配サービスと連携した高齢者見守りの取り組みなど、交通弱者と言われる高齢者の方々にも多大な好影響をもたらされるものと考えております。いずれにいたしましても、コンパクトなまちづくりにあはれさせない施設であると考えております。

5点目の施設購入に関する税金の投入についてであります。町はまちづくりの重要課題の一つとして雇用の創出を掲げており、政策といたしましては雇用促進助成事業や企業促進事業等が挙げられますが、これらの政策により雇用の確保による人口増加や経済効果への波及、税収の増加等を期待しております。このようなことから、商業複合施設ハートタウンはぼろの存続は雇用の確保による町税、交付税等の財源確保が図られるとともに、中心市街地の活力とにぎわいをもたらすものであり、施設存続に向けた財政投入を図るものであります。

6点目の地域の元気創造事業費などを活用したハートタウンの再生についてでありま

すが、国は平成26年度予算に地域経済活性化に取り組むための財源として地域の元氣創造事業費3,500億円を計上しております。これは、平成25年度の給与の臨時特例対応分として予算措置した地域の元氣づくり事業費3,000億円の拡大版であり、職員数や人件費等を削減した行革努力分と地域経済活性化分の配分により交付するものとしております。町といたしましては、この財源を中心市街地活性化対策はもとより、町全体の地域経済活性化対策に有効活用し、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

以上、磯野議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから質問、答弁の時間は30分以内となります。

6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） それでは、私のほうから再質問をさせていただきます。

まず、先般町のほうからこういうものを各家庭に配布されたのですが、町民の皆様へ、ハートタウンの町有化による存続についてということで、QアンドAという形で出されておりました。その中で、肝心のところでこの4番目の質問のところでハートタウンはぼろを存続させるためにどんな方法があるのかということで5点ほど町が挙げているわけなのですが、この中で最終的には町が資産を買い取り、町有施設として再生を図ることが適していると判断したとありますが、国庫補助金等返還などの絡み等もある中で、なかなかこれは読むと1番から5番まで町民の方々も、商売している人であればすぐにぴんとくる方もおるのでしょうかけれども、一般の町民の中では国庫補助金の返還だとか、町が支援するための民事再生法だとか自己破産だとかということはなかなか耳なれない言葉なものですから、この場でもう一回きちっと1点目から5点目まで、そしてどういう経緯で5番目の町が買い取るに至ったということをもう一度少し詳しく説明していただきたいのですが。

○議長（室田憲作君） 産業課長補佐、鈴木繁君。

○産業課長補佐（鈴木 繁君） それでは、お答えをいたします。

まず、先ほど議員おっしゃりました5点の部分なのですが、まず現状の経営状態のままで会社に対し町が支援を行うということが1つ、これにつきましては毎年度約1,000万円程度の支出が見込まれてございまして、平成45年度まで約20年間今後支援が必要だというような状況の中で、まずその部分につきましては約20年間で2億円程度の支出が見込まれるというような状況で算定をしております。次、2点目、民事再生法による再生を図るという部分でございまして、これにつきましては継続的な経営を行うために再生計画を作成いたしまして、裁判所に対して手続を行うものでありますけれども、なかなか収益構造そのものの見直しが必要という部分もございまして、そもそも自立再建というのがなかなか難しいのではないかなというような判断のもと、これらにつきましても不可能ではないのかなというような判断をいたしたところであります。次、3点目の同じく法的手続による自己破産を申請するという部分でございま

すけれども、これも同じく裁判所のほうに自己破産の手続を行うというものでございます。これに関しましては、会社が法的に処理をされるという状況になりますことから、国等からの補助金の返還がこの段階で生じてしまうというようなことになります。それと、補助金の交付の前提でございます商業複合施設という用途の変更というものも想定されますことから、これらにつきましても町といたしましてはなかなか難しいというようなところで判断をしたところでございます。次、4番の債権を圧縮して事業継続を図るという部分でございますが、これにつきましては資産価値のある建物等を現状ではまだ有してございますので、金融機関等における債権の圧縮等につきましては困難な状況であるというような部分が想定されますので、これらにつきましても厳しいという判断をいたしましたところでございます。最後、5番目の町が資産を買い取り、町有施設として再生を図るという場合につきましては、財政負担として買い取りの部分が出てきますけれども、先ほど申しました4点を含めますとやはり当初の補助目的の継続でありますとか、あと再建がなかなか難しいというようなもろもろございまして、この部分が最適であるというような判断のもと、お示しをさせていただいたという状況であります。

以上です。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 今のような説明であれば、少しは理解したのかなということもあるのですけれども、こういういろんな難しい文言が出てきます。なかなか町民に対してこれだけ、チラシだけでこの部分だけ読んで、だから町が買い取るのだ、理解しろというのなかなか難しいのかなという思いもありますので、今後まだこれからこの問題は先があるのしょうから、まちづくりというのはそのとおりで、まだまだ長く続くものですから、町長も今年も機会がありましたらこういう今のような説明、詳しくしていくべきではないかなと思いますので、その辺のところは機会がありましたらよろしく願いたいします。

もう一点、次にですけれども、今回は町が買い取るという形なのですけれども、そのほかに町はいろんな形で、いわゆる補助金という形で税金の投入をしていくわけなのですけれども、これは産業だとか、それからあらゆるいろんな形の事業に投資していくわけなのです。いろんなケースがあって、例えば1つには私は思うのですけれども、この補助金等の投入というのは考え方の一つとしては、町としてはやはりそこに生産性がある、それによって人が動いてお金が動いて、そうすることによって最終的には税収として町に入ってくると、そういうのが私も実は一番いい方法なのだろうと、税金の投入の形としては一番いい方法なのだろうと思っています。もちろん決して文化やそういうものを否定しているわけではないのですけれども、一番目立つものとしては例えば事業があります。イベントだとか、そういうものは本当に単年度で効果が出ましたよという形になると思うのです。もっと長いものになると、例えば人づくりというものがありますよね。これ人づくりですと、その人、例えば子供のときだとか、もちろん幼稚園、そ

れから小学校、中学校、いろんな形で大学だとか、いろんな形で補助金、融資のためのお金を出すということなのですが、こういうのはその人が成人になって社会活動を始めて税金を払うことになって初めて効果が見えてくるのだらうとは思っています。こういう長期的なものもある。

今回のような形というのは、短期か長期かといえば私は中期ぐらいだろうと思っているのですが、今一番問題になっているのは1億8,400万の税金を本当に投入していいのかという問題なのですが、私は質問の中でも述べましたけれども、このハートタウンの買い取りということでは、そういう中で一番言いたいのは今これを進めていく中で雇用の40ほど生まれるということが1つあります。それから、会社のほうから7人の方がいわゆる経営側のほうから羽幌町に入ってくるということがあります。こういう人たちが住むことによって、1つは町にいろんな形で税収が上がるのだらうと。もちろん40人が全部ほかから入ってきて羽幌に住むということではないと思っています。そのうちの何人かが羽幌のほうで勤める人もいるのだらうし、他町村から来られる方もいるのだらうし、私は一番大きいのはこの中で考えていくと、例えば今まで高校を卒業して地元に残りたかったけれども、なかなか職場がないから、やむなく羽幌を出ざるを得ないという人もいるのだらうと思っています。そういう方たちにとっては、本当にこういう職場ができることによって羽幌に住み着く。住み着いて結婚をして家庭をつくって子供が生まれてということになれば、そういうちょっと時間を置いたケースですけれども、そこからまた税収が町に対して入ると。また、その人たちが必ず住むということは毎日の経済、消費活動がありますから、そこから当然間接的にも税収が上がってくる。私は、町の税金の投入の仕方というのは、こういうケースが一番本当は合っているのだらうと実は思っています。

そういう中で、その質問の中で交付税の話を上げていますけれども、これ私の記憶が間違っていれば申しわけないのですが、多分一、二年の間に国勢調査があると思うのです。国勢調査のときの人口というのは、その後の5年間交付税の基準となるのだと思っています。それと、もう一つは質問の中でも言った新たな国の財政措置があります。これで交付税が、これを利用することで多少なりとも交付税がふえるという、都合のいい計算というふうに言われるかもしれないのですが、町としてはやっぱりこういう形で税収をふやしていくということが一番まちづくりにとって、結果的には町のやり方としては一番いいのではないかなと思っています。今の国勢調査とか、そういう国のほうの財政措置に関してなのだと思いますが、町長のほうからこういうまちづくりで私は一番理想的でないかなと思っています。町長はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） お答えをいたします。

今磯野議員が言われたいわゆる町のさまざまな事業というか、その取り組み、いわゆる

る財源がいろいろあるわけですが、いわゆる投資という形になるのかなというふうに思いますけれども、それに対するやはりそれ以降のそれから得られる影響というか、効果というか、いろんな仕事の事業の流れのお話だったというふうに思います。今回このハートタウンはぼろについての1億8,400万ということでの考え方でいきますと、確かにいろんな手だてというか、そういう時期の経済の活性化という取り組みの中で今国ではさまざまな制度をつくっておりますし、そういった意味で当てはまるものもたくさんあるのかなというふうに思います。そして、人の出入りというか、人口増のこともおっしゃられておりました。確かに全くそのとおりでありまして、交付税の算定基準には間違いなくそういうことが、人口の数等はございます。そういった意味では、いわゆるプラス要素を考えていくと町にとっても大きなプラスになるという結果が出てこようかというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） もう一点伺います。後継テナントの件なのですけれども、もう既に入ることが決まって工事も着々と進んでいるようなのですけれども、ほとんどの多くの方々が多分これは非常に歓迎していることなのだろうとは思っています。特に私、離島の部分で船にしょっちゅう乗りますから、離島の方々たちの特にお年寄りの話もよく聞くのですけれども、離島の方たち、本当にバスを利用します。例えば札幌へ行く人だとか、それからどうしても留萌市立へ行かなければならないものですから、乗り継いで行くという方々がなかなかバスターミナルのあの近くにお店がないので、本当はお弁当でも買っていきたいのだけれどもなという方々の意見が非常に聞こえています。多分答弁書でもありますけれども、町長もその話については結構耳にされているのだらうと思うのです。特に島の人たちは、また札幌あたりから昼過ぎのバスで帰ってくると、留萌からもそうですけれども、帰ってきてそのついでにもうそこで買い物を済ませてしまって、あとは旅館に帰ってゆっくり休んで次の朝すぐ島に帰れるという、そういうことが非常に島の人たちにとっても大きな利点になると思っております。羽幌の人もそうですけれども、今まで遠くに行っていたものが割と歩いて近くに行けると。これは、利点というよりも私は数字では見えないのですけれども、例えば労力だとか時間とかというのはお金に勘定すると非常に大きな利益につながる、個人的には思っているのです。こういうことこそどんどんやっぱり進めていくべきではないかと思うのですけれども、町長はいかが思われますか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 町の方針を出しているという観点からでは何物もございませんけれども、今議員がおっしゃられたあそこにあることによってさまざまな利点というか、有効な部分は出てくるということでもありますけれども、確かに答弁書に書かれたとおり島ということではなくして、ちょうどあそこで羽幌本社ターミナル、休憩地、休憩場所にバスもなります。10分、15分とかという時間をとるものですから、ちょうどお昼

にかかるとはあの近くでお弁当を買ったり、そしてバスに持ち込むというような状況が以前はずっと継続的な姿も私自身も何回も見ておりますけれども、そういうものがありました。そういった意味では、利便性というか、そういうバスターミナルがあそこにあることによっての利便性、そしてそこにお店があることによってのバスターミナル側から見ても非常にいい効果が出ているということで、そういうところが今不足していわゆる遠別、天塩、向こうの方面の方々からもさまざまなご意見をいただいているということでございます。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 質問にもありましたけれども、何度も同じような形になるのですけれども、まちづくりということなのですけれども、私は本来行政と町民が一緒になって取り組むべきであるというふうに考えています。もちろんこのまちづくりというのは、終わりが無いものだと思っています。そこに町があつて人が住んでいる限り、永遠と続きます。そういう中では、今これを再生したからといって、ではそのまま続くのかと。私はそうでもないと思うのです。やはりそのとき、そのときのいろんな国の経済状況だとか、それからやはり今回のように入っているテナントの事情だとか、いろんなことでこれからもやはりピンチのときというのは来るのだらうと思うのです。

それと、もう一つは、例えばまた別な形で町民の中から若い人たちが中心になってまた新たなまちづくりということも当然出てくるだろうし、出てこなければまちづくりなんかはないのだと思っています。そういうときのそういう新たな例えばまちづくりがスタートする、また今回のこのまちづくりの計画を再生させるということは、やはり行政がしっかり後押しをしていかなければならないと思っています。そうしなかったら、町のこれから将来というのはなかなか難しいのだらうと思っています。そういうことこそ町長の日ごろ言っている協働のまちづくりというのは、そういうことではないかと思うのですが、町長、その協働のまちづくりということに関して一言お願いいたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） まちづくりという言葉の一つでくくってしまうと、本当にいろんなことがいろんな範囲の中でいろんな方向性もありますし、いろんなところからいろんな考え方が出てくるのかなというふうに思います。確かに磯野議員がおっしゃられるいわゆる町民の協働体制ができて、いろんなことが町の中で一つ一つ生きた活動として形になっているという、そういう町は外から見てもどこから見てもすばらしいまちづくりがなされているということになろうかというふうに思います。今回の場合は、ハートタウンはぼろというか、そういうハードなものも含めた物の考え方ということでありますけれども、やはりソフト面でも言えることでもありますし、ハードのこのみならず、まちづくりというところはやはり住民の方々の理解、協力、そして一緒になって物事を進めていく、方向性を同じように見ていくと、そして民にできることは民、また官にできることは官、そして一緒にお互いにフォローし合いながら生かしていくというそんな

体制が必要であろうかと思えますし、そういう体制が本当にでき上がってこそ協働ということになるのかなというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） ぜひ例えば今後若者がいろんな形でまちづくりをしていきたい、だけれどもやはりお金のかかることになっていくと、なかなか若い人たちも二の足を踏まざるを得ないのではないかと。特にこういう経済状況ですから、なかなか銀行だって金も貸してくれない。だけれども、やっぱり自分の町は自分たちでつくっていききたいよなと思うのです。特に若い人たちは、やはりいろんな考えを持っているのだらうと思うのです。ぜひ最後ですけれども、町長にこういう若い人たちが今後まちづくりを提案してきたときに、全面的にやっぱり積極的に町としてバックアップをしていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 若者たちがやはり腰を上げたり、いろんな意識の中でまちづくりというところに取り組み出すということ、またさまざまそれが本当の意味で将来的なまちづくりというか、基盤づくりということになるのかどうかというのは、また後々の評価ということにもなるかと思えますけれども、この若者たちが必要だと、若者たちの本当に活躍する場、ある一定の若いゆえの自由度と申しますか、そんなところは私ももう60を超えて30年以上前の話になりますけれども、そういった意味ではそういう時代があって自由に、そして私たち、若者たちの知識だとか知恵だとかというものをやはり認めていただいた中で割と自由度があった時代もございました。確かに経済的な社会経済の状況ということもついて回りますけれども、そういった意味ではこれから生きていく、そしてこの地域を守っていくということも含めた若者たちの意識というのは大切にしなければならないでしょうし、経済的にも大変な状況になるとどうしても行政頼みというようなところに行きがちでございます。しかしながら、それもやはりそのとき、そのときの見きわめをしながら生かしていかなければならないと。それがやはり先に向かってのまちづくりの基本となる若者たちの力というものを大切にする、育てていくというのも我々世代の役割ではないのかなと思っております。

○議長（室田憲作君） これで6番、磯野直君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ハートタウンはぼろの町有化について質問をいたします。

これまでハートタウンはぼろを初めとする中心市街地問題について、キーテナントであるスーパーが撤退することとなったときの24年6月と町による施設買い取り方針が示されての25年12月と2回の定例会で一般質問を行いました。この中で私が共通して指摘したのは当初計画の見直し、再検討です。このほど後継テナントとして道内最大手のスーパーであるコープさっぽろが入店することとなりましたが、すぐそばの1丁半ほど離れたところにもスーパーがあり、ハートタウンオープン時の再来と思えてなりません。施設の買い取りによる町有化についても当初計画には全くなく、町にとっては固定資産税収入の期待も持たれ、推進されてきた事業であったはずです。この間の施設の町有化方針を初め、これまでの委員会等での審議の疑問点などについて質問をいたします。

1つ目、1月末、各家庭に配布された町発行の「町民のみなさんへ」と題したチラシに対して、寄せられた意見のうち、過半数となる35件の公金投入による町有化には反対とする意見が寄せられました。また、会社の経営責任を指摘したり、町民説明会や住民投票を求める声などもあったということです。こうした意見にどう考え、対処するのでしょうか。

2つ目、町が補助金を交付した物件をさらに公金で町が買い取ることが果たして可能なのでしょうか。平成16年にハートタウンへ補助金を交付した際の補助指令書に基づけば、羽幌町が第三者となり得るのかどうか疑義が生じませんか。

3つ目、施設整備時に国等から交付された補助金の返還要件について、町が買い取った場合の説明が不十分ではないでしょうか。経済産業省では、会計検査院がだめだと言えばだめなので、そのリスクは伴うことになると言っています。町が買い取った場合でも補助金返還の可能性はあるのではないのでしょうか。

4つ目、町は本施設が中心市街地にとって核となる重要な施設となるものと考え、存続のためのさまざまな手法を比較検討した結果、町有化によって施設を存続させることが最善の方法であると判断したと説明をしています。施設の存続を前提とする前に、多額の町費を使ってまで施設を町有化し、事業を継続する必要があるのでしょうか。広く町民の合意形成を目指す努力が必要ではないのでしょうか。

5つ目、町有化するとした場合でも最善の方法は、これ以上の公費を伴わない解決方法であります。負債残額を会社側の責任で処理させた後、無償譲渡を受けた場合には国等への補助金返還も生じない。それでも会計検査院から返還を求められた場合には、町長、副町長以下、管理職員等の給与の一部カット、議会議員の報酬一部カット等も視野に入れた対応で乗り切るなどハートタウンと町、町議会が真剣に対策を協議すべきであると考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町民から寄せられた意見への考えについてであります。多額の財政負担に対する厳しいご意見があることにつきましては十分承知しておりますが、本施設が存続することにより地域の活性化につながるものと考えております。なお、お寄せいただいたご質問への回答につきましては、町ホームページや全戸配布によりお知らせをし、ご理解を得たいと考えております。

2点目の町が第三者になり得るのかについてであります。都市部とは違い、他に売却先が見つからないことから、町が購入することにつきましては問題ないとの回答を経済産業省から得ており、疑義は生じないものと考えております。

3点目の補助金返還の可能性についてであります。補助の目的に沿った事業が継続される場合につきましては、補助金返還は発生しないとの考えを関係省庁からも得ております。なお、会計検査院につきましては独立した機関であり、補助事業としてふさわしくない場合は補助金返還を命ずる権限を有しておりますが、本事案につきましては補助目的を継続するものであり、問題ないものと考えております。

4点目の町民の合意形成を目指すべきについてであります。1点目の答弁と重複いたしますが、多額の財政負担に対する厳しいご意見があることは承知いたしております。しかし、キーテナントが撤退して以降、町なかのにぎわいは取り戻せていない状況が続いており、町全体への悪影響が懸念されることから、町有化の判断をいたしたところであります。本施設が存続し、事業が継続されることが地域の活性化につながるものと考えており、町民の皆さんにご理解が得られるよう議会での審議を初め、町ホームページへの掲載や文書の全戸配布によりお知らせをさせていただいたところであります。

5点目の施設の無償譲渡についてであります。会社から施設を無償譲渡され、補助目的を継続した場合、国等への補助金の返還は発生いたしません。が、会社の財務状況では負債処理は困難な状況にあります。町有化につきましては、支援計画でもお示ししておりますが、さまざまな状況を勘案し、町有化が最善の方法と判断したものでありますので、ご理解願います。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

このハートタウンはぼろの買い取りの方針については、昨年11月、町から買い取りの方針が示されて以降、幾度か特別委員会も立ち上げてその審議を進めてまいりました。その中で、私は何度聞いても住民の声を聞かず、あくまでも町有化を推し進めようとする町の考え方について、さらにこのままでは町民と町とがかけ離れていってしまうのではないかと、そういう印象を強く持っているところです。この間、たった一枚のチラシで理解を得ようと本当に考えていたのでしょうか。寄せられた意見の半分以上が反対で、それ以外にも町有化を疑問視する声があるのに、早々とこの3月定例会に予算を

計上する、なぜそういう判断ができるのか、全く理解に苦しむところであります。地域の活性化のためという文言を頭に掲げれば何でもできると思っているのではないかと勘ぐってしまいたくなってしまいます。改めてこういう今の町の声が本当に今ここで予算化をしてしまって、それで理解が得られるのか。先ほど磯野議員との質問の中でも協働化、協働によるまちづくりのその立場に立った方法なのか、その点を改めて聞きたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員のご質問にお答えをいたします。

このいわゆる我々が11月に方向を定めるといふか、目標といふか、我々の方針を決めたまでの経緯ということで、非常にいわゆるTMO側の経済状況、また財政の内情等々を把握するということ、そしてそちらのほうから、TMOのほうから町へと、商工会からも町への要請があったというようなさまざまな動きがあった中で、その判断材料として非常に不足といふか、我々がわからない部分もたくさんあったというふうに記憶しております。そういった意味で、我々が方針を出すのが要請があったからということ、またその要請を受けてその要請の内容を精査するといふような時間も必要だったわけがあります。そんなところで11月にいわゆる我々の支援計画ということで町有化ということでの方針を定めながら、皆様方にご提示をしてきたところであります。

内容的には、非常に時間のない状況の中での経営の悪化ということも読み取れたところもございますし、そういった意味でまず1つにはあの施設を今のままで放っておくことによって、あの地域へのやはりまちづくりといふか、活性化というものに対してのものが途絶えてしまうといふような我々にとって危機感ございました。そういった意味も含めながら、さまざまな検討をした中で方針なり支援計画ということでまとめたわけがあります。この町の考え方が明らかにならない、明らかにしていただければ議会での審議もできないといふことの議会側からの指摘もあったことも事実だといふふうに記憶しております。そういうことも含めながら我々考え、そして庁内にプロジェクトチームもつくり、そして庁内、庁内といふか役場庁内ですけれども、役場全体でその話し合う機関をつくった中で我々の支援計画といふものを練ってきたところでございます。そういった意味では、非常に難しい支援計画ゆえに時間もかかっていたということも確かでございます。ある意味、そういった難しさを抱えた問題でもありますし、支援計画の方向性を出すという難しさの中で住民の方々へのいわゆる配慮がある一定の時間のないという中で欠けていたということも事実かなといふふうに思っております。そういった意味で、何か我々も知らせる、事実を知らせるということも必要でありますし、支援計画が先に来てしまったということに対して皆様方に教える手段としてホームページなりチラシということになったところでございます。

そういった意味では、いろんな見方、考え方があろうかといふふうに思いますけれども、我々にとってやはり地域の活性化、中心市街地の活性化という大きな命題の中で動

いてきている中で、今現状の姿ということに本当に危機感を抱いた中で、そして何が一番いい形なのかという先ほどの前段のご質問の中にもありましたとおり、さまざまなことを想定しながら取り組みを進めてきた結果、今の状況でもありますし、住民の方々にはできる限りの情報のいわゆる開示、そして伝達ということもしていかなければならない。まだいわゆる一つの作業、最終的な住民の方々にお答えをする場がなされておられませんけれども、今喫緊にやろうというふうになっております。そんな状況の中でご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ですから、そういう時間のない中で喫緊に進めるということでは、言われましても、やはりこの後にもずっと話はしていきたいと思っておりますけれども、半分以上のこの反対だという声を上げてくださった町民の方々はまだ反対ではない、なぜ反対なのか、では一体どうしたらいいのかということもそれぞれ考えているはずなのです。そういった声を無視して町有化してしまいたいということは、やはり私は乱暴だと思っております。

これはまた後にもお話を進めていきたいと思っておりますが、平成16年の補助金を支出したときの指令書についてですが、その指令書を見ても補助事業が完了してから10年間を経過していない財産の譲渡については規定していないと私は思いますが、この点ちょっと確認したいと思っております。10年を満たないで譲渡する場合は、こういうふうになりますよということをこのときの指令書には書いてあったのでしょうか、お願いいたします。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時04分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良貢君） 平成16年の8月に株式会社ハートタウンはぼろに対しまして羽幌町から補助金の交付決定書がされております。その交付決定の指令の中に第13項として、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年において、ですので今の条文でいいますと耐用年数が定められていればその期間と、定められていなければ完了の年の翌年から起算して10年ということになります。においては、町長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けまたは担保に供してはならないと、こういうような定めとなっております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ですから、事業が完了した年から起算して10年未満ですよ。今は9年目だと思いますが、ですから今回このケースはこの規定に該当するのですか、どうですかというふうにお聞きしたので、その点をお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） この件につきましては、当然会社側から町に対して財産譲渡の承認の申請があって、それに対して町が認めた場合について該当するというような規定になっております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ハートタウン、会社側から要請があって、町長が認めればそれでいいというようなお答えだったですか。これは、買おうとしているのは町ですよ。売りたいと言っているのは会社、ハートタウン側ですけれども、町が買いたいと思って町長みずからの承認を自分で承認をして10年も満たないものを羽幌町の公費で買いましょうという、そういう格好になりますよね。果たしてそういうことを想定したこの13項というのは、そういうことを想定したものなのかどうか、私は非常に解釈に苦しむと思いますが、その点を説明していただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 町が補助金を交付して町が買い取るということに対しての疑義でありますけれども、この補助金につきましては当然経産省等とも話し合いをされておりまして、その中で最終的にその建物をいろんなデベロッパーを通じていろんな売買の交渉を行ってきても地域的な事情からなかなかそういう買い手がつかないということが現実的にありますので、そういうケースについては町が第三者という立場で買い取っても仕方ないというか、やむなしではないかと、こういうような回答を得て現在事務を進めているところであります。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今課長が述べられたのは、去年の7月ですか、町長以下、会社関係者の皆さん方と東京の議員会館へ出向いて担当省庁とお話をされてきた、その中身に触れての回答だったとは思いますが、その中で明確に担当省庁、経済産業省は大丈夫ですよと言ったのかどうか。それ以降にこちら、羽幌に戻ってきてからさらにやりとりがあって、さらにお墨つきというのか、追加するその後の話し合いもあってさらに大丈夫ですよということがメールか何かでやりとりがあったのか、いつ、どこで、どういう形でそういう回答があったのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長補佐、鈴木繁君。

○産業課長補佐（鈴木 繁君） お答えをいたします。

今のご質問の件に関しましては、東京に出向いた際に経済産業省の担当者の方と面談をして打ち合わせと申しますか、相談をしていく中で羽幌町の地域性ですとか、今までの経過等々を説明をした中でそのような確認がとれたというような状況でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それを私は先ほど第1次の質問書の中で、それでも会計検査院がだめだと言えだめだ、リスクが伴うのだということもあわせてそのときに指摘がされたと思うのです。この点だけを何回言っても今の答弁の繰り返しになるのだらうと思いますから、これはやっぱり羽幌町にとって都合のいいように解釈をしているとしか私は思えません。16年の補助金を交付した際には、こういったことまでは恐らく想定していなかったのだと、10年に満たないでよもや町が買い取るなんていうような事態など想定していないから、こういう指令書になっていたのだらうと私は思います。ですから、この点については非常にまだ納得は私はできていません。

その補助指令書のときの次の14項について、14項では町長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときには、当該収入の全部または一部を町に納付させることがある。つまり今回のこと例えば、町が1億8,400万円を支出してハートタウン側で処分をしたと、それでもし収入があれば全部または一部を納付させることがあるという意味になりますが、果たして収入として残るのかどうか。それは、やはり調査なり監査なりしなければはっきりとわからない問題だと思います。この点については、さきの特別委員会でも私は言いましたけれども、こういった点からも施設、土地を買い取るお金だから渡せば終わりというのではなくて、それがどのように使われるのかをきちんと後を追って調査するべきだと私は思いますが、その点いかがですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 今の件につきましては、当然財産という形になりますので、調査をしつつ進めていきたいというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、これまでの委員会での答弁と変わって、しっかり調査をするということだと思います。

それで、補助金の返還についてです。これについても私はまだ納得はできていません。先ほど町長の答弁でも補助金返還は発生しないとの考えを関係省庁から得ている、これもいつ、どこで、どういう形でこういう認識になったのか、その辺の状況をお願いします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 補助金返還ということについては、やはり一番の大きな課題というか、問題というところが用途変更であります。使用用途がもともとの補助金申請のとき、またこの事業の目的として合致するものであれば補助金の返還はないという基本的な物の考え方です。どこでということですけども、7月24日でしたでしょうか、東京へ行って優良建築物については国交省、そしてリノベについてはいわゆる経済産業省ですか、の方とお話をしながら、我々が今の状況の中で、非常に厳しい状況の中でさまざまなことが考えられると、状況が考えられるという中でいろんな質問をしながら、そして役所としてのそれぞれの交渉も含めたそれぞれの役所の考え方を聞いたときの一部でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ですから、その場でもやはり会計検査院となるとまた別ですよということが言われていたと思います。ですから、この点についてもやはり羽幌町にとって都合よいように解釈しているのではないかというのが私の主張です。

その補助金返還額についてもこれまでの委員会では上限額としてですが、1億8,400万円、倒産したりとかいう場合には補助金返還が求められると。その場合の上限額としては1億8,400万円だというふうな説明もされてきています。補助金の返還については、いろいろと国のほうでも細かい規定がされていて、こういう場合はこんなふうにして計算しますよということがありますが、私の計算でいけば譲渡した金額に対して補助金の補助割合を掛け合わせた金額が1つは補助金の返還額になりますよという規定があって、それとまた別に建物や土地の残存簿価額から計算をして、残存簿価額に国・道とかの補助金額を掛け合わせた金額についても考える場合があるということで書いてはありますが、これは国からの指令書、大臣官房室の文書です。それで、私のほうで計算すると多くても1億1,000万ないしは9,200万、ほぼ補助率は2分の1、国が3分の1、道が6分の1、合わせれば6分の3、2分の1ですから、買い取り価格の1億8,400万の半分ということは9,200万ないしは残存簿価額、現在の建物、

土地の価値に対するその5割の補助金額を掛ければ1億1,000万ぐらいかなと私は計算になりました。上限額が1億8,400万円とはじいたその根拠を簡単に説明をしてください。

○議長（室田憲作君） 商工労働係長、大平良治君。

○産業課商工労働係長（大平良治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、譲渡額等々で計算する場合もございますが、経産省等につきましては簿価額と評価額等で差異がある場合、再度見直しということがあります。それで、私どものほうとしましては固定資産税の評価額、こちらのほうが譲渡額より高くなってございます。そういう部分もありますので、上限額を設定するという上で高いほうで計算をさせていただいております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 固定資産税の評価額については、私はちょっと調べていませんが、その場合は1億8,400万、それが確かに上限、それを上限に場合によっては1億1,000万、1億前後になる可能性もあるということだろうと思うのですが、そういう説明はこれまでもされてきていません。国としては、多くの補助金返還を持ちかけてくることも考えられますけれども、この辺はきちんと説明をしていくべきだと私は思います。

これまで、町はにぎわいを取り戻すためにも町有化が必要なのだということによっておりますが、キーテナントとしてコープさっぽろがこの間入店するということが決定をしたわけですが、先ごろの委員会では副町長は本来の会社の目的に沿うものだとして歓迎をしている説明をされました。インターネットの地域経済サイト、北海道リアルEconomyというところでネットニュースを流していましたけれども、先ごろ一部新聞にも取り上げられました。町や地元商工会、道はコープさっぽろにアプローチして出店を要請したと。コープは、宅配トドックの利用者が1,000件近くあり、組合員も多いことから一定程度の需要は見込めるとして出店を決めた。賃借期間は当初3年間で、その後1年ごとに延長するかどうかを決めるというふうにネットで記事が流れています。町、商工会、道の3者が要請に赴いたということですが、当然町長は一緒に行ったのかどうか。こういった記事、事実、町としては当然わかっていると思いますが、どうですか、いかがですか。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） そのネットの記事は、ちょっと情報提供があった中で見ましたけれども、今言われましたように町、地元商工会、道が一緒に行ったか行かないか、一緒に行った事実もありません。町としては、会社と生協だけでなく、いろんなスーパーも含めた中で中央スーパーが出た以降、会社との誘致活動に生協も含めた中ですが、町長も含めてお願いには行ってはおりますけれども、道がどのような対応でそのような記事が流れたのかはちょっと私たちにはわからないところであります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） では、改めて町は道に対しても要請活動をしてほしいというような依頼はしていないということでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 空きテナントの入店に関しましては、その経営難という状況から道の振興局のほうに商工労働課は経過報告も含めてそういうことで行っておりますし、その中身では町が商工会等とも連携して入店テナントのための協議、交渉も行っている、そして道としてもそういうような交渉をしているのであれば応援をしたいというような話は伺っておりますが、具体的には道としてどのようなアプローチをしているかというのはちょっと我々としては把握をしておりません。

○議長（室田憲作君） 残り時間3分でございます。まとめてください。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 非常に3分では難しくなってきましたが、この記事の中で当初3年間、その後は1年ごとに延長するかどうかを決めるというふうにもなっています。こういった中身になっているということは、当然町も知っていたのですね。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ここに書いてある記事の内容の恐らく出どころは、コープさっぽろ本体から出ているのだろうというふうに思っております。我々町としては、コープさっぽろとハートタウンはぼろの契約状況ですので、それを我々として知っていたかどうかということはこの場では申し上げるのは避けたいというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 本当に一番ここが大事なところだと思うのです。本当にとりあえずは3年、その後は一年一年ということであれば、もしだめならばすぐまた撤退する構えだよと言っているようなものですよ。違いますか。だと私は思っています。ですから、今この時点でこういった計画を出して、さあ、1億8,400万で買わせてください、はい、いいですよというようなことにはまだまだ本当にこの後どういうことになるのか、この間出したコープさっぽろが入った場合の収支の見通しの表も出されましたけれども、それが本当に信憑性があるのかどうか、今後の補修計画にしたって水回りや外側の塗装とかというふうにも言われています。そういった今後かかる経費がどのぐらいかもまだはっきりと出していません。果たしてそれで町が買い取った後もうまくいくのか、赤字経営にならないのか、万が一それでも赤字経営になった場合にはさらに財政措置をするのですか。その点も不問にしたまま今町有化にしてしまうというのは、余りにも私は乱暴だと思います。チラシやホームページで何とか理解してもらおうと、こういった大きな問題を残したまま本当に理解が得られると思っているのかどうか、私は非常に疑問だと思いますが、改めて、時間だと言いますので、町長、その辺をお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員からのさまざまな疑問点ということでお話を聞きました。やはり我々としては、残された今後の姿ということもございますし、そういった意味では生かすために物を買うのだということが大前提でもあったわけでありまして、そういった意味では購入を生かすための努力をしていくということで皆様方の不安払拭に動いていきたいというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 町行政について、2件について質問します。

1件目、中心市街地活性化におけるハートタウンはぼろへの支援について。羽幌町としてハートタウンはぼろの施設を買い取る予算を計上し、施設の町有化を進めようとしています。しかし、その前提には町民の理解を得ることもあったが、現時点では十分な理解が得られていないと考えられます。町は、単なる説明で終わることなく、より多くの町民がメリットだけではなくデメリットも含め長期的な展望と計画を十分に理解した上で進めていくことが必要だと考えます。過去の委員会や一般質問でも触れられましたが、町民に対して正確な情報を提供することと住民に理解を得るために十分な説明を改めて行うことが不可欠だと私は考えます。そこで、次のとおり質問します。

1点目、平成14年に作成された羽幌町中心市街地活性化基本計画は町民とともに時間をかけ、つくり上げられました。しかし、事業開始から約10年が経過しても十分な効果がなく、町も計画のみで担うべき役割を怠ってきたと考えます。今回の施設町有化を決めるについては、余りにも拙速であると思います。中心市街地活性化について、今の時代に合った新たな具体的な計画をつくる必要があると考えますが、どうでしょうか。また、それに伴い、新たな支援策を再考すべきと考えますが、どうでしょうか。

2点目、ハートタウンはぼろを運営してきた株式会社ハートタウンは、運営責任だけではなく十分な説明責任もとられていないと考えます。しかし、町としても計画の一端を担い、多くの町税を使って施設建設や会社設立への支援を行ったにもかかわらず、10年間にわたる長きにわたり施設のあり方について評価や再検討などしてこなかったと考えます。町は、この行政責任をどのように感じているのでしょうか。また、誰がどのようにとらうと考えているのでしょうか。

3点目、昨年9月に株式会社ハートタウンから羽幌町に支援の要請書が提出され、1

1月に羽幌町が支援計画（案）を所管の委員会に提示されました。その後、経営の悪化の原因とされた1階テナントの出店が決まり、2月に契約が行われました。他のテナントも退店や移動などもあり、状況が大きく変化しています。株式会社ハートタウンは、町有化を希望しつつ、羽幌町とも十分な協議や同意を得ないまま進み、経営状態や契約についても未公開な部分があり、不信感が伴っています。今後施設が町有化されることで契約が継続される前提であるにもかかわらず、町や議会にも十分な情報が開示されないことについて町はどう考えるのでしょうか。また、町はなぜ積極的に会社の経営等の全容を明らかにするために調査を行わないのでしょうか。

4点目、株式会社ハートタウンはまちづくりの会社として設立されました。しかし、約10年間はテナント管理とごみ袋の管理が主な事業として行われてきました。本来行うべきまちづくりの事業は、資金難を理由にほとんど行われてこなかったと考えます。施設の町有化によって株式会社ハートタウンの今後の役割について、町はどのように考えているのでしょうか。

続いて、2点目、4期16年間の舟橋町政についてお伺いします。舟橋町長が町長に就任し、4期16年がたち、今年の11月には町長選挙が行われる予定となっています。16年前に羽幌町の未来を担うために民間出身の候補として立候補し、さまざまな諸課題に積極的に取り組まれてきたことと思います。また、近年は町にとり大きな転換期を迎え、難しい町政運営を強いられてきたことと推測されます。そのような中、協働のまちづくりやコンパクトなまちづくり、民にできることは民で行うなど町長から強いメッセージを町民に送り、長年町政にご尽力されてきたことと思います。この難しい時代だからこそ、今多くの町民は不安や期待の中で今後羽幌の進むべき方向や町長の動向について深く関心を持っています。そこで、16年間の長きにわたり行われてきた町政運営と今後の町長の動向について質問します。

1点目、4期16年、また今期3年4カ月の町政執行の町長ご自身の評価を。

2点目、町民からの16年間の町政への声や評価を町長ご自身がどのように捉えているのでしょうか。

3点目、執行方針にも触れられているとおり、現在さまざまな課題が残されていますが、次期も町政を担っていくと考えているのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 小寺議員のご質問1件目、中心市街地活性化におけるハートタウンはぼろへの支援についてお答えをいたします。

1点目の新たな計画作成についてであります。中心市街地活性化基本計画において、町が主体となり実施する予定であった事業が実施に至っていないことにつきましては反省いたしているところであります。今後は、総合振興計画に基づき市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。また、支援策につきましてはさまざまな状況を検討した結果、町有化が最善であると判断したものであります。

2点目の行政責任についてであります。経営につきましては会社役員に一任してきたこともあり、長期的な経営見込みを的確に把握できず、このような経営不振に陥った状況につきましては反省をいたしているところであります。なお、行政責任につきましては本施設が本来の目的を十分発揮し、活性化の中心施設となるよう努めていかなければならないと考えております。

3点目の会社の経営状況等の調査についてであります。会社からはオープン時から昨年度までの決算に関する書類や今後の収支計画書が町及び議会に提出されており、必要な情報につきましては開示されているものと考えておりますが、個別の契約内容につきましては民間同士の契約であり、公表できるものではありませんので、ご理解を願います。なお、経営内容等の調査につきましては各年度とも会社の監査役による会計監査が行われており、また通常の商取引等につきましても適法な手続を経ているものと考えており、町による調査等につきましては予定をいたしておりません。

4点目の会社の今後の役割についてであります。設立後間もなく難しい経営を強いられたことにより、本来の目的であるまちづくり事業が実施に至らなかったことにつきましては、会社側も事業総括の中で猛省をしているところであります。今後は、商工会とも連携し、よりよいまちづくりを協力して推進できるまちづくり会社となるよう期待をいたしているところであります。

次に、ご質問2件目、4期16年の舟橋町政についてお答えをいたします。私は、平成10年11月に町民各層のご支持をいただき、以来町政を担ってまいりましたが、これまでの間、バブル崩壊の低迷期が続いたほか、政権与党の交代、また3年前に発生した東日本大震災の影響などにより世の中は変化しつつあります。本町でも社会の大きな流れに逆らえず、景気低迷のあおりを受け、中小企業を初め、多くの企業を取り巻く経済環境は厳しい情勢が続いておりますが、その一方で過疎化の進行を食い止め、自分たちの故郷を守ろうと地域ではさまざまな活動が展開されております。このような活動の背景には、問題に対し地域が一つとなり、自律的に、かつ協働しながら解決に向かって取り組む地域力の存在が不可欠であり、本町の各地域や団体等には昔からの地域力が今も引き継がれ、これまでの町政執行において大きな影響を与えていただいているものと理解をしております。

1点目のこれまでの町政執行に係る自己評価についてであります。今期分を含めた4期16年をまとめて答弁させていただきます。これまで私は、本町は第1次産業を基幹産業としていることや観光資源が豊富であることに伴う交流人口の拡大、さらには介護保険サービスの開始や教育の充実の必要性等を踏まえ、町民のご理解のもと、各方面においてバランスのとれた施策の実施に配慮してまいりました。就任後2度総合振興計画を策定いたしました。その基本目標に変わりはないものの、国策やその時々時代の背景、またはその緊急性等に鑑み、柔軟に取り組んできた所存であります。ハード事業の実施に当たりまして、特に多額の財源を要するものにつきましては、常に議員の皆様

とたび重なる議論を踏まえ、ご理解をいただきながら社会資本の充実に努めたほか、農業及び漁業の生産基盤充実のための支援等を行ってまいりました。特に特別養護老人ホーム、離島地区高齢者支援センターといった福祉施設や天売小中学校の改築、羽幌中学校の耐震化、さらには現在基本設計を行っている羽幌小学校の改築など文教施設等の整備に力を注いでまいりました。ソフト事業においても町民活動を後押しするものや地域力の充実に資する補助事業の制度化、長寿社会に向けた生きがいや健康づくり事業など社会情勢とともに多様化するニーズに対応すべく、関係団体等との連携により各種施策を推進したところであります。また、協働のまちづくりとして行政への積極的な町民参加を促進するためにふれあいトークや町政懇談会、さらには各種計画作成時の委員会など事業の企画段階からご参加いただく機会の提供に努めておりますほか、民間活力の導入ではこれまで行政が担ってきた事業の中において、民間に委ねたほうがニーズに即した柔軟かつ効率的な運営を期待できるものにつきましてはその内容に鑑み、業務委託や指定管理者制度を導入しております。コンパクトなまちづくりとしては、今の町の姿がこれ以上郊外に広がらないよう努め、効率的な循環バス等の運行によりそれぞれの機能を活用する町民の交通手段を確保してきたところであります。

以上、町政執行に当たりましては、これまでも申し上げておりますとおり、町民の皆様のご理解やご協力を初め、長年培ってきた経験に基づき構築された関係機関との連携やご支援により邁進してまいりました。これまでの懸案事項等の課題の解決、さらには地域力が維持されていることなどから、基本目標の達成に少なからず向かっているものと認識をしております。

2点目の16年間の町政への声や町民による評価についてであります。これまでいろいろな機会において町政に対する声を拝聴してまいりました。議会はもちろんのこと、町政懇談会、いきいき・ふれあいトークなどでのご発言、また各種行事に参加する機会においても数々の貴重なご意見をいただいております。中には厳しいご指摘もございますが、効率的で質の高い成果が得られるものにつきましては、できる限り町政執行に反映させてきたつもりであります。町民による評価という点では、改選期であったこれまでの3回の選挙において無投票もありましたが、私をご支持いただきましたことが少なからずこれまでの町政執行に対し、評価をいただいているものと理解をしております。

3点目の次期町政を担うことについてであります。先ほど26年度執行方針を申し上げたばかりであり、今は目の前にある諸課題の解決に向け、全力を注ぎ町政に取り組んでまいりたいと考えております。このため、本件につきましては今申し上げる段階ではありませんことをご理解願います。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

1 点目につきまして、私の考えは過去の一般質問ですとか特別委員会でもたびたび取り上げてきた内容ではあるのですけれども、やはり計画をつくるということは大事ではないかなと。計画は、何か物事を実施するためにつくるものであるのかなというふうに思っています。ただ、回答としてはつukらないということですし、総合振興計画にあるので、まちづくりの課題ということであるので、つukらないということなのではけれども、ただ10年前には総合振興計画にはもちろん載っていました。羽幌町中心市街地活性化基本計画ということを本当に町民のワークショップも含めて、時間をかけてつくった計画があります。今回に関しては、振興計画にもこのことは載らないまま町有化を進めていくということは、自分は本当に疑問に感じます。計画が必要ないのであれば、振興計画だけがあればいいので、それに付随する各計画も必要性がなくなるのではないかなというふうには思うのですけれども、なぜこの中心市街地活性化基本計画の改訂版というか、は必要なくてほかの計画は今のところ必要があるのか、その違いとその関係を教えていただきたいのですが。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 確かに新たな事業をやる時、またそういうときには先ほど申し上げたとおり、さまざまところからの知恵や考え方を取り入れるために動きをしながら、そして計画として一つのまとまりを持って進めてまいりました。この中心市街地活性化についても計画としては基本計画も含めて、さまざまなものを整理しながら進めてきたということでございます。それから、今現状のような状況になっている中で、今後まずは我々として与えられた今後のいわゆるハードの部分ですけれども、建物をどうするのかということで方針を出させていただきました。ただ、方針を出させていただいたということで終わりではなく、今後そのいわゆる中心市街地というものについてのありよう、またまちづくり会社そのままの形でそのまま存続なり、どういう形になっていくかはまだ不透明な部分がございますけれども、そういったものも含めながら中心市街地の活性化へのいわゆる議員がどの程度の計画というものを描いてご意見を言っているのか、ちょっとつかみかねますけれども、ある一定の総合振興計画の中でのいわゆる肉づけと申しますか、そういうところは必要なことであるというふうには思っております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それでは、今後振興計画に基づいた何らかの肉づけ、計画ではないですけれども、何らかの……計画でないものが何なのかはわからないのですけれども、が出てくるということで期待しております。これに至っては、この振興計画、ハートタウンの会社側がおっしゃっているのは、この振興計画は羽幌町がつくったから、羽幌町がつくったのだから責任が十分あるのだという話もあります。この計画は、何のためにつくったのでしょうか。町の一部では、補助金を申請するためにつくったのだという話がありますけれども、自分は中心市街地を活性化させるためにどういう10年間を誰がどのような役割を持って進めるかということが盛り込まれたものだと思うのです。

この計画というのは、補助金のための計画だったのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） どういうふうに答えたらいいのか、ちょっと難しい質問なのですけれども、ただ逆に言い方を変えるのであれば、さまざまな事業を計画しながら、こういう姿でこういうふうに我々はいわゆる地域の発展、地域の活性化等々に取り組むという計画を立てるとするならば、そのための有効な財源の確保をするための補助金申請というものもございます。そういった意味では、多方面からいろいろなことを考えながら、そしてメインとなるのはやはりそのときの事業の目的というものがありますし、それにいわゆる補助金とかというのはついて回ることはあるというふうに思います。とるためのという、それを限定した物の考え方ではなくして、トータルで物事は全部入ってくるというふうに私は思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それであれば余計、先ほども質問の中であったのですけれども、会社側から要望がされて町が支援計画を出した後に本当に劇的な状況で会社の契約を含めて変わったと思うのです。そうであれば、計画に則すものがないのであれば、その状況に合わせてもう一度再考、もう一度考え直すということも必要だったと思うのです。ただ、町有化が一番最善だということで、コープさっぽろさんとの契約が決まった中でどのような再検討を庁内、役場の中で行われたのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時06分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長補佐、酒井峰高君。

○総務課長補佐（酒井峰高君） お答えします。

支援計画をつくった後も当面1階キーテナントが当初まだ入っていない状況だったものですから、そのときは町が買い取った後にどういう利用方法があるだろうかというような検討を考えてはありました。その中で、2月ですか、コープさっぽろさんが入店すると決まったという情報を得まして、それからその契約内容等を確認したのですけれども、余り収支は変わらないというお話を聞いておりますので、そういうものを持ちながら内部で協議を検討しまして、特に方針は変わらないという結果になっております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） コープとの契約の前日、2月の13日でしたか、会社が株主に説明会を行われたそうです。その席には町側から誰か出席されましたか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 説明会につきましては、副町長と私と2名の出席をさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 私も参加はできないので、していないのですけれども、新聞での記事の中で株主に対しての説明を行った後、質疑の中で株主のほうから町有化されなかった場合はという問いがあったそうです。そのとき会社側からどういう答弁があったか、記憶していらっしゃいますか。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 済みません。今ちょっと確認していて、町有化ができなかった場合どうするのですかという質問もちょっとあったかどうかともあやふやなのですが、その答えについてもちょっと今確認していたのですが、申しわけありません。判然としないところがありますので、申しわけありません。今はこのぐらいで。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ここがとても重要になってくるのですよね。もし資料があるのでしたら、調べてお願いします。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 配付された資料も何もなかったものですから、今記憶だけでお話ししているのですけれども、申しわけありません。ないです。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 新聞の記事では、町有化されても経営を続けていきたいという記事ですので、新聞の記事ではあったのですけれども、それは株主説明会の中であったということで聞いたものですから、そこを確認しました。そういう記憶はございますか。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） はっきりした答えが言えなくて申しわけないのですが、一般的に今の状況、当時のことを、特別委員会が次の日にあったような記憶をいたしておりまして、そのときにも議員の皆様にはお話ししたかと思うのですが、一般的な今の状況、生協との契約がいついつこういうことで成り立つのだという説明、そしてその後に質問が三、四点あったというふうに覚えております。契約の関係、例えば町との契約の部分が……三、四点あったと思いますが、今その後の町有化の部分で今後私たちがやっていたかなければならないとかというような、そんな具体的なことまでは話していなかったような記憶があります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 何で重要かという、会社を取り巻く環境、テナントが1階に入るといっても環境も変わったということと、会社も町有化しないと立ち行かないところから、町有化の審議が否決されたとしても運営していくという大きな僕は変化になったのかなと思って、その言葉というのをしっかりキャッチして、また会社側も

そういう意気込みなのかということでも再検討することもあるのかなと、その点についてはとても重要なことだと思うのです。会社の要請とは、ちょっと方向が変わったとは言いませんけれども、姿勢がより前向きになったのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 何度も申しわけありません。今特に説明会で配られた資料があったわけでもなく、今記憶の中だけ、あと新聞の今報道の部分でお話しされておりまして、あやふやな答弁をしても何だなということがありまして今休憩の時間をいただいております。今私のメモなのですが、これは説明会のあった次の日が特別委員会の開催があったというようなことで、そのお話の内容からいきますと、まず株主へのおわびがあったということ、それから最後のほうでは生協さんもリスクを抱えて出店するということを決断してくれたと、一定程度の初期投資がかかるために賃料は一定期間抑えるのだということも社長さんは話しておりまして、ただこのため入ってきたとしても収支は厳しい状況には変わらないところなので、町有化の願いは変わらないということで理解を求めているということで今私の状況ではそういうことで書いてありますので、その辺でご理解をというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 何度も言いますが、そこはきっと会社側の説明資料、僕も何もわかりません。ただ、新聞の報道と町側からの次の日の説明で、ただ新聞にあったのは質疑の中でそういうことがあったということになっていますので、でも本当に重要な会社側からの答弁だと思うのです。それをしっかり受け取っていない状況がどうなのかなというふうに思います。それを見た人は、町有化しなくても会社としてやっていけるのではないかなというふうに思ったのかもしれませんが。ぜひ十分に議事録等もし会社側にあるのであればとって検証していただきたいと思います。

時間がないので、次に……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小寺議員、ただいま再度このことについて説明をしたいということですが、いいですね。

それでは、財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 当日、私と副町長が出まして、2月16日午前10時ということで出てきました。その中で、前段副町長がお話ししたとおり今までの経緯等についての後、質疑が10時17分から20分程度行われました。その中でメモがありましたので、ちょっとお答えさせていただきます。

まず、入店後、契約関連でテナント料はどうなるのか、町との関連はということで、この町との関連というのは回答として町有化が条件ではなく、TMOと生協の契約です。そして、契約期間は通常より短い、明示して契約をしたいというようなことで考えていますという回答です。民間誘致は難しい中でよくやった、契約はトラブルのないように利益だけでなく地域のために出店することをもっとPRすべきだということで、そのとおりにしたいと思うということの回答です。それから、生協は販売店だけではなく移動販売もあり、もっとPRすべきということで、そのようにしたいということであり、それから、議会の承認が不承認の場合、どうなるのかという意見もありまして、それはそのときにならないとわからないというようなことで、なるべく通るような形をしたいというふうな回答をしております。契約の条件つきで町が買うことになるけれども、問題ないのかということで、契約については町に報告しているし、特に問題はないという回答をしております。未納があるけれども、どうなっているのだということで、退店してもらった中では正常に入金をされているというふうなことでのいろんな質疑があった中でこれが記録として残っております。

以上です。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 本当に自分が聞きたかったのは、町有化しなくても十分にやっていくということだけでよかったのですけれども、丁寧に説明をいただきましてありがとうございます。

続いて、行政責任についてなのですが、自分の質問では会社側には経営の責任があると、その責任については2,000万円の増資と役員総辞職ということで、そういう責任のとり方があるのですけれども、私も行政責任を誰がどのようにとりますかというふうに聞きました。その中で町長は、行政責任については本施設が本来の目的を十分発揮し、活性化の中心施設となるように努めていかなければならないと。これは当たり前というか、やるべきことなのです。自分が聞きたいのはその責任を、10年間この施設をほうっておいた、町がやるべきことをしてこなかった責任を誰がどういう形でとるかということで質問をしましたので、改めて回答をよろしくお願いします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 責任のとり方というのは、それぞれが考える中でさまざまな形があろうかというふうに思います。答弁書に書かれていたとおりですけれども、やはり今までこうやってきた中での町といわゆるTMO側とのコミュニケーションがうまくいっていなかったということもありますし、財務上、経営上、全く余裕がない状況の中でまちづくりという事業への手をかけることができなかったということで非常に反省をいたしているところであります。そういった意味では、さまざまな形で町のかかわりというものがあってしかるべきだったものができてこなかったということでの我々のいわゆる責任というか、そういう部分はあろうかというふうにも思っております。しかし、ある一定のところでの経営上、TMOにお任せしていたというTMOの責任の中でやっていたという部分での今の姿であろうかというふうにも思っておりますし、そういう状況になって今初めて町がこういう方針を出しながらTMOを支援するということが今向かっているわけでございますけれども、そういった意味ではそれを本来の形に戻しながら、そして活性化のためにこの施設を生かしていくと、そんなところに取り組んでいくというのが我々に課せられた役割であろうかというふうに思いますので、責任という形と言えるのかどうかは別問題にしてもそういう形で我々は取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それは、先ほども言ったとおり責任にはならないと私は思います。10年間しっかりと先ほどの計画どおり、計画に載っているとおりの町としての役割、町民を巻き込んだいろんな会議体の計画も入っていますよね。それをしていけば、もっとハートタウンの会社ともうまく連携していけば、10年もたたない今に町有化という選択をとらなくてもよかったのかもしれない。この段階で1億8,400万の町の支出をしなくてもよかったかもしれない。その10年間の責任についてです。今後会社の責任だけではなく町の責任、もしくは議会の責任も問われるかもしれません。でも、やはり責任を持って私たち議員として審査、採決していかなければいけないと思っております。その中で、やはり調査というのはとても大事なことで、どうしてかたくなに調査をしないのかなというふうに思います。町として調査が必要ない、それはそれでいいのか悪いのか自分もわかりません。ただ、それを予算化されて、それを議決しなければいけないのです。その議員の中でもっと調査すべきだという声が出ているのに調査しないというところは、議決の前提というか、どんな会社なのか、どうなったからこういうことになってしまったのかというのをしっかりと把握するためにも調査はやはり必要だと思います。先ほども今後調査をするというような話もあったのですけれども、その辺も含めて自分は調査はやはり必要だと思いますけれども、その辺はどうしてかたくなに調査はしないと言うのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時26分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良貢君） ハートタウンの経営状況につきましては、空きテナントが発生し、経営が苦しいという状況になりましてから町としてコンサルタントといいますか、企業診断士に判断をいたして調査をしたり、あるいは会社側から会計情報等を入手し、それぞれ会計的な部分については調査を行ってきておるところでありまして、それともう一つ、経営診断といいますか、その辺も含めて町として調査を行ってきておりますので、改めて会社側にそのような状況として調査をする予定は今のところはないということでございます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） コンサルを使った経営診断を行って、町が判断して町有化しますということなのですが、議会議員にはそのコンサルの資料もなければ、町の言っていることを信じるしかないということなので、なおさら具体的な調査が必要なのかなど。その調査の必要ない理由に、会社の監査人が毎年きちんと監査をしているということなのですが、会社の監査役というのですか、何名いるか把握していますか。

○議長（室田憲作君） 商工労働係長、大平良治君。

○産業課商工労働係長（大平良治君） お答えいたします。

2名というふうになってございます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 町は、会社の登記簿を持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（室田憲作君） 商工労働係長、大平良治君。

○産業課商工労働係長（大平良治君） お答えいたします。

最新のものはちょっと手元にはございませんが、以前のやつは手元にございます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 私も最新ではないのですが、昨年の12月11日に取り寄せました。その際、監査役2名いるのですが、これが新しいものか古いものかわからないのですが、役員の中には女性がいます。名前を明かしていいかわからないのですが、取締役の中に女性はいますか。

○議長（室田憲作君） 商工労働係長、大平良治君。

○産業課商工労働係長（大平良治君） お答えいたします。

現在はいないというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 簡単に言うと、登記ですので、法務局からの資料と会社側からきつと町に提出されたものが違うのかなというふうに思います。違わない。その辺も自分はこの会社の登記を見ると、女性の方もいらっしゃいますし、役員として本当に監査役も含めて法的に正しく人選されているのかなということも疑問に思いますので、その辺も含めて詳しく本当に調べたほうがいいのかなと。なので、調査も必要なのかなと思います。基本的には、登記されているものは公のもので、それを見て判断するわけなのですけれども、ぜひその辺も含めて監査が適切に行われていたのかも調べていただきたいと思います。

時間も……

○議長（室田憲作君） 残り3分です。まとめてください。

○3番（小寺光一君） 大分時間をとってしまったので、最後の質問というか、意見になります。本当は時間をとってゆっくりと町長の16年間について触れたかったのですが、どうしても触れることができませんでした。町長、最後の答弁の中で本件、次の選挙については今申し上げる段階ではありませんという答弁をいただきました。自分は、否定的な言葉がないことで前向きに取り組んでいくのかなというふうに思いますし、次期の選挙についても十分な可能性があるというふうにわかっただけでもよかったのかなというふうに思っています。今後ハートタウンも含めて、11月までさまざまな大きな問題もありますけれども、それに向けて十分に仕事というか、していただきたいと思いますし、町長が目指す町政を実践していただければというふうに切望しています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（室田憲作君） 答弁はいいですか。

○3番（小寺光一君） いいです。

○議長（室田憲作君） これで3番、小寺光一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時32分）